

食品安全情報 No. 22 / 2005 (2005. 10.26)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

食品微生物関連情報	--- page 1
食品化学物質関連情報	--- page 36

食品微生物関連情報

【国際機関】

● WHO

<http://www.who.int/en/>

1. WHO 世界 Salm-Surv、食品媒介疾病サーベイランスネットワーク

WHO Global Salm-Surv

A surveillance network for foodborne diseases

20 October 2005

INFOSAN Information Note No. 6/2005 - WHO Global Salm-Surv

WHO は、10 月 20 日付で国際食品安全担当機関ネットワーク(International Food Safety Authorities Network、INFOSAN)の Information Note 2005 年 No.6「WHO Global Salm-Surv、食品媒介疾病サーベイランスネットワーク」を公表した。この資料は、サルモネラ症及びその他の食品媒介疾病のための検査機関をベースにしたサーベイランスのための能力開発 (Capacity Building) を目的としたネットワークである「WHO Global Salm-Surv(GSS)」に関する情報を提供している。

食品媒介疾病のサーベイランスは対策に必要な情報を提供する。サーベイランスは、感染性疾患のアウトブレイクを検出し、その発生動向をモニターする。サーベイランスにおいて検査機関のデータを活用することにより、病原菌及びその感染源となりうるものを特定することができる。

ヒトのデータ並びに動物及び食品のモニタリングデータを組み合わせた総合的サーベイランスにより、リスクマネージャーは、疾病の全体的な被害の評価及び特定の食品によるリスクの大きさに基づき、フードチェーン全体を考慮して、予防措置を作成することができる。

2000年、WHOは、検査機関をベースにした総合的な食品媒介疾病サーベイランスのための検査機関及び疫学分野の能力開発を構築するため、この「WHO Global Salm-Surv ネットワーク」を開始し、このネットワークには、現在141ヶ国から約900のメンバー(個人の専門家及び国立の研究機関を含む)が参加している。

資料には、背景、序論、Global Salm-Survの構成要素(国際的なトレーニングコース、外部精度管理制度、的を絞った地域及び1つの国でのプロジェクト、emailによる討論グループ及びGlobal Salm-Surv国別データバンク)、WHO GSSが目指すところ等が紹介されている。

http://www.who.int/foodsafety/fs_management/No_06_GSS_Oct05_en.pdf

2. 鳥インフルエンザ(タイ、インドネシア)

Avian influenza – situation in Thailand, Indonesia – update 36

24 October 2005

タイ保健省が新たなH5N1感染患者を確認した。Kanchanaburi県で19日に死亡した患者の息子である7歳男児で、10月16日に発症して現在回復中である。同国の確認患者は19人となり、このうち13人が死亡した。

インドネシア保健省が新たなH5N1感染患者2人を確認した。1人はLampung州スマトラ島の4歳男児で10月4日に発症して入院し、回復した。10月10日に報告された同州の21歳男性患者の甥である。2人は近所に住んでいたが、ヒト-ヒト感染の可能性は低いと考えられている。もう1人はWest JavaのBogorの23歳男性で、9月28日に入院して30日に死亡した。疫学的調査により、感染した家禽に曝露されていたことがわかった。同国のH5N1感染患者は7人となり、このうち4人が死亡した。

http://www.who.int/csr/don/2005_10_24/en/index.html

3. 鳥インフルエンザ(タイ)

Avian influenza – situation in Thailand – update 35

20 October 2005

タイ保健省は、2004年10月8日以来初めてのH5N1感染患者を確認した。患者はKanchanaburi県の48歳男性で、10月13日に症状を呈し、17日に入院、19日に死亡した。今月初めから同県の複数の村で家禽のアウトブレイクがあり、患者は感染した家禽をとさつしていた。詳細な検査を行うため、サンプルがWHOリファレンスラボに送付される予定である。脱羽を手伝っていた7歳の息子も16日に症状を呈して入院中であり、検査を行っている。タイの確認患者は18人となり、このうち13人が死亡した。

http://www.who.int/csr/don/2005_10_20a/en/index.html

4. インフルエンザ大流行について知っておくべき10箇条

Ten things you need to know about pandemic influenza

14 October 2005

1. 大流行性インフルエンザは鳥インフルエンザとは異なる。

鳥インフルエンザウイルスは主に鳥に感染するウイルスで、大部分はヒトに感染しないが、稀にヒト以外の動物（ブタ、ヒト等）に感染する。今までヒトの間で蔓延していない新しいサブタイプが出現した場合にインフルエンザ大流行が起こる。ヒトへの適応が起きた場合、鳥インフルエンザではなくなる。

2. インフルエンザ大流行は繰り返す。

インフルエンザ大流行は稀であるが繰り返される。これまでに 1918 年のスペイン風邪、1957 年にアジア、1968 年に香港で発生し、1918 年には 4,000～5,000 万人が死亡した。

3. 世界は別の大流行に瀕している可能性がある。

H5N1 は 1997 年香港で初めてヒトへの感染が確認され患者 18 人が発生し、うち 6 人が死亡した。2003 年 12 月以降のアジア地域の家禽で最も重篤なアウトブレイクが発生し、感染した鳥に暴露されたヒトの患者が確認され、その後アジアの 4 ヶ国において患者 100 人以上が確認され、その半数以上が死亡した。現在、ウイルスは鳥からヒトに、また、ヒトからヒトには容易に拡散しないが、普通のインフルエンザと同じような感染性をもつようになると、大流行が始まりうる。

4. すべての国が影響を受ける。

ヒトに容易に感染するウイルスが出現すると、世界的な拡散は避けられない。前世紀の大流行は世界への拡散に 6～9 カ月かかったが、今日ではさらに速く 3 カ月以内に拡散するであろう。

5. 疾患が広範囲に発生する。

ほとんどのヒトが大流行性ウイルスに免疫がないために発症率が高くなる。大量の患者の対応に必要な人材、機器、病院のベッドが足りている国はほとんどない。

6. 医薬品が不足する。

あらゆる国で、ワクチンと抗ウイルス薬が十分ではなく、ワクチンの不足は特に懸念される。多くの発展途上国が大流行の期間中にワクチンを入手できないと考えられる。

7. 多数の死亡者が発生する。

大流行時の死亡率は感染する人数、ウイルスの病原性、基礎疾患と感染しやすさ、予防策の効果により多様である。大流行の前に死亡率を正確に予測することはできない。WHO は、1957 年の大流行に基づいて 200～740 万人の死亡を予測している。

8. 社会経済の混乱が甚大である。

高い罹患率と労働者の長期欠勤が予想され、社会経済が混乱する。これは一時的なものであるが、今日の密な相互関係や相互依存性により被害が拡大する可能性がある。長期欠勤が電力、輸送、通信など必須産業をおそった場合、社会の混乱は最大となる。

9. 各国が準備する必要がある。

WHO は、各国の準備計画を援助するために”recommended strategic actions”を発行した。
http://www.who.int/csr/resources/publications/influenza/WHO_CDS_CSR_GIP_05_8-E

[N.pdf](#)

10. 大流行の脅威が増した場合には WHO が世界に警告を発する

大流行性ウイルスの早期検出にはサーベイランスシステムが必須であり、WHO は各国のサーベイランスを支援している。警告には 6 つのレベルが定義されており、現在は、ウイルスはヒトに感染するがヒトからヒトへ容易には伝播しないレベル 3 である。

<http://www.who.int/csr/disease/influenza/pandemic10things/en/>

5. 新しい地域で鳥インフルエンザが発生

Avian influenza – new areas with infection in birds – update 34

13 October 2005

トルコの家禽に発生した鳥インフルエンザが高病原性 H5N1 であることが確認された。ルーマニアでの発生については H5 であることがわかっているのみで、さらに検査が行われている。両国のウイルスは、アジアでヒトから分離されたウイルスと比較するため WHO のリファレンスラボへ、さらに詳細な検査のため OIE/FAO のリファレンスラボである英国 Weybridge の Veterinary Laboratory Agency に送付された。

H5N1 の新しい地域への拡大は、ヒトの患者が発生する機会が増加するとして危惧される。しかし、これまでのデータからは、H5N1 が鳥からヒトへ容易に伝播しないことが示されている。WHO は、アウトブレイク発生国に対し、特に淘汰を行う際に予防措置に従うとともに、曝露した可能性のあるヒトを対象とした呼吸器症状及び発熱のモニタリングを行うよう助言している。WHO による世界的流行の警告レベルは依然 3 のままで、ウイルスはヒトにとっては新しいものではあるが、ヒトからヒトへは容易には感染することはない。WHO は、発生国へ旅行する人には生きている動物の市場や農場には行かないように、発生国の住民には死亡した渡り鳥や徴候を呈している野鳥との接触を避けるよう勧告している。感染した家禽やその排泄物によって汚染された物との直接接触がヒトの主要な感染源と考えられ、曝露のリスクはとさつ、脱羽、解体処理、調理の準備の際に最も高い。適切に加熱された肉や製品が感染源となった証拠はない。一部の渡り鳥が H5N1 の拡散に寄与している可能性が高いため、渡り鳥の飛路にあたる諸国は野鳥と家禽の徴候に注意する必要がある。

http://www.who.int/csr/don/2005_10_13/en/index.html

● WHO Regional Office for the Western Pacific

<http://www.wpro.who.int/home.htm>

インフルエンザ大流行を避けることは可能であると発表

World could avoid influenza pandemic, says WHO Regional Director

14 October, 2005

WHO 西太平洋地域事務局の尾身事務局長は、危険な状況は認識しているが、インフルエンザへの取り組みにおいて国際社会からの援助が新しい推進力となっており、大流行を避けることは可能かもしれないと発表した。

ウイルスは東南アジアからヨーロッパの入り口まで驚異的に拡散しており、東南アジアでのあらゆる制圧対策は奏功しなかった。しかし、H5N1 がタイとベトナムの家禽に発生してからほぼ 2 年が過ぎ、この何週間かの間に最も裕福な国々が対策への協力関係に加わったことから新たな局面をむかえつつある。公衆衛生の歴史における最も大きな連携が明確になってきており、貧しい国と富める国、援助機関、研究者、ビジネス社会、WHO 及び OIE が協力している。カンボジア、ラオス、インドネシア、ベトナムの支援には約 2,000 万ドルが約束されている。しかし、国際的な支援は十分ではなく、もしウイルスに関する情報の共有やサンプルの提出がなければ、ウイルスの変異や世界の危機が迫っていても知ることができないとした。

http://www.wpro.who.int/media_centre/press_releases/pr_20051014.htm

● OIE

http://www.oie.int/eng/en_index.htm

1. クロアチアの鳥インフルエンザ

Avian Influenza in Croatia

24 October 2005

Viroviticko-Podravaska 州 Zdeni 市の野生の渡り鳥の白鳥で鳥インフルエンザのアウトブレイクが発生し、約 1,500 羽中 15 羽が死亡した。インフルエンザウイルス Type A、subtype H5 (neuraminidase は未確定) が検出された。

<http://www.oie.int/Messages/051024HRV.htm>

Disease Information

21 October 2005

Vol. 18 – No. 42

2. 高病原性鳥インフルエンザ (ルーマニア)

Highly pathogenic avian influenza in Romania: follow-up report No. 3

2005 年 10 月 20 日付け報告

Ceamurlia-de-Jos と Maliuc and Vultur で発生したアウトブレイクの検査の結果、H5N1 が確認された。Maliuc and Vultur では、発症した動物と周辺のすべての鶏を処分する方式(stamping out)が完了し、家禽 3,562 羽が処分された。Ceamurlia-de-Jos では、家禽 18,626 羽に対して処分と消毒が行なわれた。

http://www.oie.int/eng/info/hebdo/a_current.htm#Sec1

3. 死亡したハトの調査 (ネパール)

Pigeon death investigation in Nepal

2005年10月20日付け報告

西部 Gorkha 郡の山岳地域 Manakamana で、熱帯地域由来のハトの異常な発症率と死亡率が報告された。感受性のある 2,500 羽のうち症状を呈するもの 400 羽、死亡 100 羽で、地元のハトは発症していない。鳥インフルエンザ H5 の検査は陰性で、病因はまだ特定されていない。寒さと粗悪な飼料が原因である可能性がある。死亡したハトは適切に処分され、スクリーニング、消毒が行なわれた。

http://www.oie.int/eng/info/hebdo/a_current.htm#Sec11

4. 鳥インフルエンザ (タイ)

Highly pathogenic avian influenza in Thailand: follow-up report No.73

2005年10月20日付け報告

新しいアウトブレイク 6 件が報告された。感受性のある 240 羽のうち症状を呈するもの 96 羽、死亡 95 羽、処分 145 羽であった。感染源は不明で、stamping out、隔離、国内の移動管理、スクリーニング、管理地域の設定、消毒が行なわれた。2005年7月1日からのサーベイランスによると、2004年7月からの国内の3度目の流行でこれまでに7県でアウトブレイク 59 件が確認された。いずれも養鶏地帯の中央部分に属する、バイオセキュリティ対策の低く、衛生状態の良くない庭などで放し飼いにされている鳥である。

http://www.oie.int/eng/info/hebdo/a_current.htm#Sec12

5. 台北に密輸入された鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出

Miscellaneous: Highly pathogenic avian influenza virus detected in birds smuggled into Taipei China

2005年10月21日付け報告

10月14日に台北の海上保安庁は、中国から来たパナマ船籍の船内で、密輸入の鳥類、ネズミ及びカメを発見した。動物はすべて処分され、鳥 1,037 羽から 46 検体が採集されて H5N1 が検出された。stamping out と消毒が行なわれた。

http://www.oie.int/eng/info/hebdo/a_current.htm#Sec13

6. 高病原性鳥インフルエンザ (ロシア)

Highly pathogenic avian influenza in Russia Follow-up report No. 4

2005年10月19日付け報告

西部の Tula 州 Efremov から新しいアウトブレイク 1 件が報告された。感受性のある鳥 3,000 羽が処分され、ウイルスは H5N1 であった。疑いが出た理由は、症状、鳥インフル

エンザが発生した村内に湖があること、アウトブレイク前に渡り鳥が存在したことである。stamping out、隔離、庭や道路の消毒が行われた。推定致死率はアヒル>4%、タイワンアヒル>44%、鶏>51%、ガチョウ>75%、七面鳥 100%である。(感染した鳥は全て処分されているためこれらの値は最低値である)。

http://www.oie.int/download/AVIAN%20INFLUENZA/ISA18_42RUS.pdf

7. 高病原性鳥インフルエンザ (中国)

Terrestrial animals immediate notification or follow-up report of a disease, infection or other significant epidemiological event

19 October 2005

内モンゴルから鶏とアヒルのアウトブレイクが報告された。感受性のある 6,000 羽のうち症状を呈するもの 2,600 羽、死亡 2,600 羽、処分 91,100 羽であった。ウイルスは H5 で、感染源は野鳥との接触であった。stamping out、隔離、国内の移動管理、スクリーニング、管理地域の設定、ワクチン接種 (166,177 羽に不活化 H5N2 ワクチン)、消毒が行われた。発生した貯水池周辺には渡り鳥が飛来していた。

<http://www.oie.int/download/AVIAN%20INFLUENZA/China%20follow%20up%20report.pdf>

8. ロシアの鳥インフルエンザに関する OIE 調査団報告書

OIE Mission report on avian influenza in Russia

14 October 2005

ロシアの要請により、シベリアの鳥インフルエンザの状況を評価するため、OIE が専門家と鳥類学者のチームを派遣した。この報告は以下アドレスから入手可能である。

<http://www.oie.int/download/Missions/2005/ReportRussia2005Final2.pdf>

報告の重要な結論の一つは、特定の状況では渡り鳥が H5N1 を他の地域に拡散しうることである。このような可能性を有する感染した野鳥は主にカスピ海、中東およびアフリカの方向へ移動するが、途中で休息したり、西ヨーロッパへ渡る鳥もある。

鳥インフルエンザの現状と将来の拡散の可能性に対し、OIE は感染源である動物のレベルでウイルスを排除することの優先性を確認し、リスクのある国では獣医サービスによる早期検出と迅速な対応ができるようなメカニズムが重要であることを強調している。

http://www.oie.int/eng/press/en_051014.htm

● FAO

<http://www.fao.org/>

1. 家禽の段階で鳥インフルエンザと戦っているインドネシアへの支援の呼びかけ

Helping Indonesia fight bird flu at source in poultry

FAO will assist in drawing up a national bird flu control campaign

24 October 2005, Bangkok/Rome

FAO は家禽の段階における鳥インフルエンザ（AI）と戦いで、新しい段階に入ろうとするインドネシアを支援するため、専門家による緊急チームを立ち上げた。FAO はインドネシアにおける AI の状況は深刻であり、国から地方までの全ての関係者が参加する、強力な協調対応が必要だと考えている。地方、郊外の庭裏で家禽を飼育している者がヒト及び家禽に対するリスクを認識していないことが最大の問題であるとし、感染が広がっている地域に地域疾病センターを設け、情報の伝達とトレーニングを行うとしている。また、地方で現場において迅速に行える検査キットが必要と考え、研究機関、大学及びバイテク企業に対し、そのようなキットの開発の重要性をアピールした。

FAO の同国における緊急プロジェクトは USAID から 150 万 US ドルの資金援助を受けている。

<http://www.fao.org/newsroom/en/news/2005/108228/index.html>

2. アフリカは鳥インフルエンザの重大なリスクに直面している

Africa may face serious bird flu risk

19 October 2005

ルーマニアとトルコで鳥インフルエンザが検出され、中東とアフリカに拡散するリスクが大幅に上昇したと FAO が警告した。ウイルスは渡り鳥の通路に沿って東南アジアの外に広がっており、アフリカ北部と東部への拡散の可能性が大きく懸念され、現実性を帯びた重大なリスクとなっている。ウイルスを拡散する上での渡り鳥の役割について十分に理解するため、一層の研究が緊急に必要であるとしている。

中東と北アフリカは鳥インフルエンザに対する予防策を行う必要がある。FAO は、アフリカ東部についてさらに懸念している。東アフリカでは、様々な制限により、感染した動物の淘汰及びワクチン接種に基づいた効果的な鳥インフルエンザ対策を行うことが困難である。また、東アフリカではヒトと動物が密接に接触し、サーベイランスや制圧能力が不十分でウイルスの増殖に適しており、変異や再集合を起こすリスクが上昇する。基本的サーベイランスと管理システムを作成するために国際的援助が緊急に必要であり、鳥インフルエンザがアフリカで風土病とならないように全力を尽くさなければならない。FAO は、アフリカ諸国が、野鳥と家禽のサーベイランスを強化し、鳥インフルエンザのアウトブレイクを早期に検出するため、検査機関の能力を向上させる活動を援助する予定である。

FAO によると、野鳥によるヨーロッパ諸国の鳥インフルエンザのリスクは比較的低い。しかし、野鳥が南方地域に滞留している間に感染し、翌春に渡り鳥が西および北ヨーロッパへ鳥インフルエンザを拡散するという重大なリスクがある。ヨーロッパの獣医サービスは非常に効果的であり、このリスクに立ち向かうためにサーベイランスと制御対策が行われている。

東南アジアでは一部の国でウイルスが蔓延して発生が続いており、動物での発生を制圧しなければ最終的に大流行が始まりうるということを留意することが重要である。

<http://www.fao.org/newsroom/en/news/2005/108212/index.html>

【各国政府機関等】

● 米国食品安全検査局 (USDA-FSIS)

<http://www.fsis.usda.gov/>

SRM を含む脊柱を伴ったとたいまたはとたいの一部の輸送または受け取り施設で行う検証活動に関する通知

Verification activities at establishments that transport or receive cattle carcasses or parts with vertebral columns that contain specified risk materials (SRMs)

October 6, 2005、FSIS Notice 68-05

とさつ時に 30 カ月齢以上のウシの脊柱（尾の椎骨、胸椎と腰椎の横突起、仙骨翼は除く）は、9 CFR 310.22.により、SRM と規定されている。とさつ時に 30 カ月齢以上または年齢不明のウシの脊柱を含むとたいまたはとたいの一部を輸送したり、受け取りを行う施設で、検査員が行う検証活動を規定する通知が発表された。

http://www.fsis.usda.gov/Regulations_&Policies/Notice_68-05/index.asp

● Centers for Disease Control and Prevention(US-CDC)

<http://www.cdc.gov/>

1. コレラ菌の病原遺伝子

Vibrio cholerae Pathogenic Clones

Anna Salim, Ruiting Lan and Peter R. Reeves

Emerging Infectious Diseases, Vol. 11, No. 11, November 2005, 1758-60

<http://www.cdc.gov/ncidod/EID/vol11no11/pdfs/04-1170.pdf>

第6回の大流行は1923年に終了し、第7回の大流行は1961年に始まり、現在も続いている。この報告では第6回大流行由来、米国メキシコ湾由来、第7回大流行前、1977年の豪州株、及び1993-1994年に環境から分離された26株の遺伝子を比較し、第7回大流行株であるEl Torと他の株との比較を行った。第6回大流行から、第7回大流行までの間の遺伝子の変化が明らかにされたとしている。

2. アジアにおける *Salmonella Paratyphi A* の発生率

Salmonella Paratyphi A Rates, Asia

R. Leon Ochiai, XuanYi Wang, Lorenz von Seidlein, Jin Yang, Zulfiqar A. Bhutta, Sujit K. Bhattacharya, Magdarina Agtini, Jacqueline L. Deen, John Wain, Deok Ryun Kim, Mohammad Ali, Camilo J. Acosta, Luis Jodar, and John D. Clemens

Emerging Infectious Diseases, Vol. 11, No. 11, November 2005, 1764-66

<http://www.cdc.gov/ncidod/EID/vol11no11/pdfs/05-0168.pdf>

アジアにおける腸チフスの原因については、あまり知られていない。ほとんどの症例は *Salmonella enterica* serovar Typhi によるもので、残りは *S. Paratyphi A* によるものと考えられていた。中国、インドネシア、インド及びパキスタンにおける集団ベースの研究から標準化した方法を用い、その罹患率を比較したところ、中国では *S. Typhi* (36%) よりも *S. Paratyphi A* (56%) が頻繁に腸チフス患者から分離された。他の国では *S. Typhi* が多いが (パキスタン (85%)、インド (76%)、インドネシア (86%))、人口が多い国では *S. Paratyphi A* がかなり腸チフスの原因になっていることが明らかになった。

● Canadian Food Inspection Agency(CFIA)

<http://www.inspection.gc.ca/>

1. 輸出されたカナダ産鳩に生きている鳥インフルエンザウイルスは存在しない

LIVE AVIAN INFLUENZA VIRUS NOT PRESENT IN EXPORTED CANADIAN PIGEONS

Ottawa, October 21, 2005

CFIA はカナダから豪州に最近輸出された 102 羽の鳩のうち 3 羽から鳥インフルエンザの抗体が検出された報告に関して詳細を説明した。いずれの鳩も感染していないか、生きている鳥インフルエンザウイルスを保菌していなかった。鳥は臨床的に病気でないし、他の鳥またはヒトを病気にさせる能力はない。この結果はカナダと豪の家畜衛生の専門家により確認された。カナダは依然として高病原性鳥インフルエンザフリーであるとしている。

<http://www.inspection.gc.ca/english/corpaffr/newcom/2005/20051021e.shtml>

2. カナダにおける未殺菌のリンゴ及びその他の果汁並びにリンゴ酒の製造と配送に関する実施規範

Code of Practice for the Production and Distribution of Unpasteurized Apple and Other Fruit Juice/Cider in Canada

未殺菌のジュースやリンゴ酒には *E. coli* O157:H7、サルモネラ属菌、クリプトスポリジウムなどの様々な病原性微生物が含まれている。最近、ジュースやリンゴ酒などの喫食により、このような微生物による食品由来疾患が増加している。このような背景から標題の文書が発行され、以下のアドレスから入手可能。

<http://www.inspection.gc.ca/english/plaveg/protra/codee.shtml>

● European Commission, Health and Consumer Protection Director General

http://europa.eu.int/comm/food/index_en.htm

1. Codex 栄養・特殊用途食品部会の議題に対する EC コメント

Codex Committee on Nutrition and Foods for Special Dietary Uses (CCNFSDU)

11 月 21-25 日ボンで開催される第 27 回部会の議題 5-8 に対する EC コメントが以下のアドレスから入手可能

http://europa.eu.int/comm/food/fs/ifsi/eupositions/ccnfsdu/ccnfsdu_index_en.html

2. 鳥インフルエンザに関する予防策の強化とロシアからの輸入禁止拡大

Avian influenza: further preventive measures agreed and Russian import restrictions adopted

21 October 2005、IP/05/1326

EU 加盟国が、鳥インフルエンザ予防策強化に関する EC の決定事項を承認した。決定事項には、家禽のバイオセキュリティ策の強化、動物園の鳥類への予防ワクチン接種、ロシアからの輸入禁止の拡大が含まれている。EU 食物連鎖・動物衛生常設委員会(SCFCAH)が次のような声明を発表した。

特にリスクのある地域のためのリスク低減対策

SCFCAH は、特にリスクのある地域で戸外での家禽の飼育を禁止するという EC の決定のドラフトに賛成した。加盟国は先週合意したリスクファクター (IP/05/1284) に基づき、リスクのある地域を設定する責任がある。また、ドラフトは、一部のおとり鳥の使用も禁止している。各加盟国は、実施する対策を 11 月 5 日までに EC と SCFCAH に報告しなければならない。また、SCFCAH は、加盟国の担当機関がリスクアセスメントに基づき認可した場合を除いて、市場、展覧会、催事、行事等で鳥類を使用することを EU 規模で禁止することに同意した。

動物園の鳥類への予防ワクチン

SCFCAH は、動物園の鳥類への対策強化に関するドラフトに同意した。加盟国は適切とみなされればワクチン接種を行うこともある。加盟国はこのような対策の詳細を 11 月 30 日までに EC に報告し、ワクチン接種プログラムを SCFCAH に提示しなければならない。ワクチン接種を受けた鳥はすべて記録し、その取引は特別な認可がなければ禁止される予定である。SCFCAH が 12 月初めに決定事項を見直す予定である。

ロシアからの輸入禁止

モスクワ南部の Tula 州で H5N1 のアウトブレイクが確認され、SCFCAH はロシアのヨーロッパ地域から生きているペット用鳥と未処理の羽の輸入を禁止するというドラフトを

支持した。フィンランドと接する一部の地域と Kaliningrad にはこの禁止事項が適用されない。卵、家禽の食肉ならびに食肉製品は取引がないため禁止は不要である。今回の決定は、9月8日に施行されたウラル山脈東部のロシアからの輸入禁止を拡大するものである。

ギリシャの状況

ギリシャでの疑い例を同委員会は注視しているが、いままでのところ、ウイルスの存在は確認されていない。サンプルについて詳細な検査が実施されている。

10月20日の SCFCAH の声明

SCFCAH は、H5N1 の状況、特にトルコ、ルーマニア、ロシアにおける最近のアウトブレイクについて調査を行なった。この地域で検出された鳥インフルエンザ、散発的にヒトに感染を起こしている鳥インフルエンザ、通常の季節性インフルエンザとインフルエンザ大流行のリスクがある鳥インフルエンザとを明確に区別しなければならない。

家禽に H5N1 が侵入するリスクの評価を各加盟国に要求する決定に EC は同意した。野鳥と家禽の接触を可能な限り防ぐための適切な対策、早期検出と迅速な報告のためのシステムが必要である。リスク軽減策の追加、リスクのある地域における戸外での家禽の飼育禁止も同意された。

ルーマニア、トルコ、ロシアのアウトブレイクは、家禽と野鳥のみでヒトの患者は確認されていない。欧州疾病予防管理センター(ECDC)は、ヨーロッパでは一般にヒトと飼育されている鳥は分離しており、中央アジアや極東に比べて一般人が曝露する可能性がかなり低いと考えている。感染した鳥と接触する作業者を保護するためのガイダンスが各国で作成され、ECDC がヨーロッパレベルのガイダンスを作成中である。

EU では、サーベイランスと養鶏場でのバイオセキュリティ対策が強化されている。EU で発生が見つかったことは、EC の規則、特に定期的に見直しと検査が行なわれている緊急時対策がアウトブレイク制圧に効果的であることを示した。第三国(ロシアなど)からの輸入規則の更新も重要な役割を果たしている。また、動物園の鳥類への予防策も同意され、ワクチン接種もありうる。

EC の境界地域での輸入管理が強化されている。個人消費のための動物性製品の輸入は一般的に禁止されているが、違法な輸入を防ぐことに重点が置かれている。

ヨーロッパの消費者は肉などの家禽製品の安全性を心配している。この点について、WHO はアウトブレイク発生地域からの加工された家禽製品(冷蔵または冷凍の食鳥とたい及びそれらから製造された製品)と卵が公衆衛生にリスクをもたらすという結論は下しておらず、また、発生国からの卵や食肉などの家禽製品の輸入は動物衛生上の理由から禁止されているため、消費者は安心できる。

ヒトが野鳥と接触する戸外活動は、EU では現在は禁止する必要はないとしている。手洗いや肉の加熱など普通の衛生対策に従うべきであり、野鳥の異常な行動及び死亡率を確認した場合、担当機関に報告するよう要求している。死亡した鳥を採集する人は、手袋の使用、洗浄、消毒などを行わなければならない。

疾患の確認や疑いが出た地域では、鳥の狩猟の役割と疾患を拡散する可能性を評価し、

適切な対策を採るべきである。ハンターが使用するおとり用の鳥には特別の制限対策が採られている。現在の EU での輸入禁止のほか、死亡した野鳥、特に水鳥の標本の取引や非商業的移動は強く禁止するべきである。

<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/05/1326&format=HTML&aged=0&language=EN>

3. インフルエンザ大流行に対する EU の準備態勢を強化：大流行を想定した訓練を予定

Pandemic influenza: Kyprianou announces drive to reinforce EU's preparedness

19 October 2005 IP/05/1310

インフルエンザ大流行に対する EU の準備態勢は過去 6 カ月間に進歩したが、各加盟国がさらに準備計画を強化する必要がある。インフルエンザ大流行をシミュレートする EU 規模の指揮機関の訓練を行い、年内に準備計画に関する政策文書を改正する予定である。また、準備態勢について協議するための EU 保健相会議（10 月 20～21 日、英国の Hertfordshire で開催）と EC-ECDC-WHO 専門家会議（10 月 24～26 日、コペンハーゲンで開催）に先立ち、EC と欧州疾病予防管理センター(ECDC)が各加盟国の計画を見直している。

EC は EU 全体の危機管理シミュレーション訓練を年内に行い、インフルエンザ大流行に対する協調したレスポンスをテストする。2 日間の訓練には、国の公衆衛生機関、EC, ECDC や欧州医薬品審査庁(EMEA)などの EU 機関、WHO、ワクチンや薬品業界の代表者が参加する予定である。ヨーロッパの指揮機関の職員は、公衆衛生対策、医療への影響、その他の公共事業などについて政策決定と情報連絡の調整訓練を行うため、緊急事態を想定して行動する。特に、ヨーロッパ規模の対応を調整して迅速かつ効果的に情報を共有する、国と EU 機関の機能を探求することに重点が置かれる。訓練では、緊急サービスと医療スタッフは実際には動員されず、指揮機関と机上の訓練である。訓練日とシナリオの詳細は、できるだけ実践的なものにするため公表されていない。訓練の前に、情報連絡のセキュリティを調べるために小規模の訓練が行なわれ、両方の訓練が終了した後、EC によってメディアブリーフィングが行われる予定である。また、現在見直し中の、準備態勢に関する EC の 2004 年の政策文書に、訓練から学んだことが盛り込まれる予定である。詳細な情報が以下から入手可能。

http://europa.eu.int/comm/health/ph_threats/com/Influenza/influenza_en.htm

<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/05/1310&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

4. ルーマニアの鳥インフルエンザウイルスは高病原性 H5N1 で、アジア地域やトルコと同じ株であると確認

Avian influenza: high pathogenic type H5N1 confirmed in Romania is same strain as in Asia and Turkey

17 October 2005 IP/05/1290

Weybridge の EU 検査機関で行なわれたルーマニアの鳥インフルエンザウイルスの検査の結果は、高病原性の H5N1 であり、アジア地域やトルコと同じ株と同じであることが確認された。10月13日にトルコのウイルスが H5N1 であると確認され、EC はルーマニアのウイルスも H5N1 であると想定して活動していたため、既に適切な対策が行なわれている。EU はルーマニアからの生きている鳥類、家禽の肉、その他の家禽製品の輸入を 13 日に禁止し、ルーマニアは、淘汰と国内の鳥の移動制限を行なった。トルコからの生きている鳥と羽の輸入は 10 日に既に禁止されている。

EU への鳥インフルエンザ侵入のリスクを削減するために EC が提案した強化予防策は 10月14日に加盟国に承認され、まもなく EC によって正式に採択される予定である。この予防策では、渡り鳥がよく飛来する湿地などのハイリスク地域では野鳥と家禽の接触を防ぐよう加盟国に指示している。

ルーマニアからの輸入禁止と EU のバイオセキュリティ策の強化が既に行われているため、H5N1 が確認されたことによって新たな対策を採る必要はない。EC は 13 日に再び EU 食物連鎖・動物衛生常設委員会を招集し、これからも必要に応じて招集する予定である。コミッショナー Kyprianow 氏が 10月18日にルクセンブルクで General Affairs Council に出席し、19日にブラッセルで記者会見を行う予定である。同氏は、20～21日の Hertfordshire での保健相の非公式会議にも出席し、インフルエンザ大流行への準備計画を協議する予定である。

<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/05/1290&format=HTML&aged=0&language=EN>

5. ルーマニアとトルコの鳥インフルエンザ：EC の対応

Avian Influenza in Romania and Turkey: Commission takes further action

13 October 2005

ルーマニアで H5 が確認され、また、トルコで確認された H5N1 は 2～3 カ月前に中央アジアの野鳥から検出されたウイルスと近縁のものであった。このため、EC はルーマニアからの生きている鳥、家禽の肉、その他家禽製品の輸入禁止を決定した。トルコからの生きている鳥と羽の輸入は既に 10月10日から禁止されている。ほかに以下の事項が EU Health and Consumer Protection によって決定されている。

- ・予防策とバイオセキュリティ対策の強化に関する EC の枠組みの決定。加盟国が行なう予定の対策には、特にハイリスク地域の養鶏場のバイオセキュリティ対策の強化が含まれる。

- ・14日に専門家の緊急会議を開催。目的は、渡り鳥が EU にもたらすリスクの評価である。専門家グループは、渡り鳥と接触する人間のリスクについて推奨事項を発表する予定である。

- ・EU と加盟国の専門家がルーマニアやトルコのほか鳥インフルエンザが懸念される国へ

の協力を行う。

・ EC と欧州疾病予防管理センターが、ルーマニアやトルコなどの発生国に旅行する人へ予防法を助言する。

<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/05/1277&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

● European Food Safety Authority

<http://www.efsa.eu.int/>

1. トリヒナ症の低感染地域におけると畜検査改定についてのリスクアセスメントに関する BIOHAZ パネルの意見書を公表

Opinion of the BIOHAZ Panel on the on the “Risk assessment of a revised inspection of slaughter animals in areas with low prevalence of Trichinella”

21 October 2005

現行のEU規則（64/433/EEC）では、トリヒナに感受性のある動物は全て、Directive 77/96/EECに規定された特定の検出方法によりトリヒナの検査を、同様にDirective 64/433/EECに規定された方法により囊尾虫のシストの有無を検査しなければならないことになっているが、特別な管理状況下で飼育された動物に関しては、検査を緩和することが提案されていた。しかし、この提案はリスク評価アプローチを適用したものではなく、多くの加盟国から、検査緩和に伴うリスクとベネフィットの適正な定量化が求められている。それゆえ、欧州食品安全機関（EFSA）はトリヒナフリーの養豚場由来の豚にとちく検査を行わないことから生じるリスクを評価すること及びトリヒナフリーの養豚場において離乳期前の子豚に許容される屋外飼育の範囲を定義することを依頼された。

生物学的危害原因物質に関する専門家パネルの結論及び勧告は次の通り。

- トリヒナフリーの養豚場由来の豚がトリヒナに感染しているリスクはほとんど無視できるため、個別にトリヒナ試験を行うことによる、さらなるリスク低下もほとんど無視できる。
- トリヒナフリーの養豚場由来の豚がトリヒナに感染するリスクを無視できるレベルに維持するためには、当該養豚場における規則遵守が極めて重要であり、その遵守状況は定期的にその場で監督する必要がある。
- トリヒナへの暴露及びそれに伴うトリヒナ感染のリスクの増加を早期に検出できる適切なサーベイランス手段を導入することができれば、トリヒナフリーの養豚場からトリヒナ陽性となるとたいを食肉処理場への出荷する可能性はよりコントロールできるであろう。
- 孤島などの例外を除き、野生動物においてトリヒナがフリーな地域または無視できる罹患率である地域を規定することは自明ではない。

- トリヒナフリーの養豚場においてその状態が崩れた場合、速やかに報告を促すインセンティブを設けるべきである。
- 離乳期前の子豚に屋外飼育を認めることによるトリヒナ感染のリスクは、当該農場における成長した豚の感染リスクと相関関係がある。

http://www.efsa.eu.int/science/biohaz/biohaz_opinions/996_en.html

2. 内部規則と決定事項

Internal rules and decisions

18 October 2005

EFSA 内の規則と決定事項が発表された。

機能上の規則

- ・ Declaration of Interest(リスクアセスメントの対象に関する利害関係)表明に関するガイダンス
- ・ EFSA 審議会の手順に関する規則
- ・ EFSA 諮問フォーラム運営に関する決定事項
- ・ 科学委員会およびパネルの設立と運営に関する決定事項

財政上の規則

- ・ 2004 年度予算に関する決定事項
- ・ OLAF との協力に関する決定事項
- ・ EFSA の財政に関する規則
- ・ 財政に関する規則を実施するための実行規則

公開性と透明性

- ・ 透明性条件と秘密性条件の実施方法に関する決定事項
- ・ 公開性、透明性および秘密保持
- ・ 適切な行政活動のコード
- ・ 書類入手に関する決定事項
- ・ ヨーロッパオンブズマンへの報告

http://www.efsa.eu.int/mboard/statutory_texts/internal_rules/catindex_en.html

● Eurosurveillance

<http://www.eurosurveillance.org/index-02.asp>

volume 10 issue 10

20 October 2005

1. 1918 年のインフルエンザ大流行について、ウイルスの由来と病原性に関する情報

Study of 1918 influenza pandemic virus provides information on origin and virulence mechanisms

<http://www.eurosurveillance.org/ew/2005/051020.asp#1>

「食品安全情報 2005 年 21 号 (2005.10.12)」で紹介した Nature と Science の紹介記事。

2. ベトナムの患者から分離された oseltamivir 耐性 H5N1 ウイルス

H5N1 virus resistant to oseltamivir isolated from Vietnamese patient

<http://www.eurosurveillance.org/ew/2005/051020.asp#2>

本号文献情報で紹介した Nature の “Isolation of drug-resistant H5N1 virus” を基にした記事。

3. 欧州疾病予防管理センター(ECDC)のリスクアセスメントによると、ヨーロッパにおける鳥インフルエンザ A/H5N1 のヒトへのリスクは非常に低い

Very low risk to human health from A/H5N1 avian influenza in Europe according to ECDC risk assessment

ルーマニアとトルコで鳥インフルエンザが発生したが、ECDC によるとヨーロッパ人の健康問題への直接的リスクは非常に低い。リスクは、家禽とともに農場に住む人や感染した鳥の淘汰や処分に従事する人に限られている。ヨーロッパで A/H5N1 感染が発生し、インフルエンザ大流行の可能性についてかなり情報が混乱している。このような混乱は、無害な野鳥を不要に怖れることになるだけでなく、大流行に対する準備活動を妨げることになりかねない。最近、ECDC は鳥インフルエンザの管理を直接行う者のため、次の 6 つの原則に基づいて暫定的ガイダンスを発行した。

- ・鳥類の感染を制圧する。
- ・ウイルスに曝露する可能性のある人の数を最小限にする。
- ・感染した動物に接触する可能性のある人は、防護用品を使用する。
- ・特に季節性インフルエンザが流行している場合、インフルエンザ様疾患を正しく診断し、二重感染した場合にウイルスが遺伝子再集合を行う機会を最小限にするため、上記のような作業者に季節性インフルエンザワクチンの接種を行う。
- ・曝露する可能性のある人のサーベイランスを行い、患者が確認された場合に迅速に治療する。

一般の人々は、リスクの有無に関係なく、普通の衛生上の注意事項を守ること（特に鳥類に触れた後の手洗い）、病気の鳥や死亡した鳥に触れないこと、卵や鶏肉に完全に加熱することなどが重要である。A/H5N1 が存在している地域に旅行する人への助言も以前と同じであり、生きている家禽が販売される市場に行かないこと、生きている家禽と接触しないこと、衛生に注意することが重要である。

全リスクアセスメント、ガイダンス、旅行者へのアドバイスが以下から入手可能。

<http://www.ecdc.eu.int>

<http://www.eurosurveillance.org/ew/2005/051020.asp#3>

4. チュニジア由来の *Vibrio cholerae* 非 O1、非 O139 敗血症患者、スロベニア、2005 年 7 月

A case of *Vibrio cholerae* non-O1, non-O139 septicaemia in Slovenia, imported from Tunisia, July 2005

2005 年 7 月、チュニジアからの帰国者に 1977 年以来初めての *Vibrio cholerae* 感染患者が見つかり、起病菌は *Vibrio cholerae* non-O1, non-O139 であった。患者は 2005 年 5 月から 6 月までチュニジアの Djerba 島で働いていた 20 歳のスロベニア人男性で、6 月中旬に嘔吐、下痢、発熱を呈した。trimethoprim-sulfamethozazole 投与で一時改善したが、悪化したためスロベニアに帰国した。7 月 1 日、スロベニアで入院し、敗血症が疑われて治療を受けた。肝臓と脾臓に多発性膿瘍が見つかった。血液培養から、オキシダーゼ陽性のややカーブした細菌が分離され、*Vibrio cholerae* 非 O1、非 O139 が確認された。株は、trimethoprim-sulfamethozazole、アンピシリン、テトラサイクリン、シプロフロキサシンに感受性であった。便培養は陰性であった。患者は、アンピシリン、ドキシサイクリン、シプロフロキサシンにより回復した。チュニジアで trimethoprim-sulfamethozazole 治療により回復しなかった理由は不明であるが、一つには菌が完全に除去されず、投与終了後に増殖して再発したためと考えられる。疫学調査では、患者の家族や接触者は下痢を起こしていない。株の確認後、ヨーロッパ早期警告・対応システムを通じて EU 加盟国に通知された。今回のような *Vibrio cholerae* 非 O1、非 O139 の輸入例は稀である。*Vibrio cholerae* 非 O1、非 O139 は稀な血清型で、コレラは起こさないが、感染は致死性となりうる。今回の患者は、1997 年にオーストリアからチュニジアに入国した患者の例と非常に似ており、このような事例の可能性は重要な留意事項である。

<http://www.eurosurveillance.org/ew/2005/051020.asp#6>

5. ケータリング食品によるノロウイルス感染アウトブレイク、オーストリア、2005 年 9 月

Outbreak of norovirus infections associated with consuming food from a catering company, Austria, September 2005

2005 年 9 月 6 日、オーストリア南部の電気製品工場で 1,357 人の従業員のうち 120 人が嘔吐や下痢を訴えた（発症率 8.8%）。多くの従業員が同じ日に発症したので、単一の汚染源が示唆された。地元のケータリング業者がこの工場に食品を提供していた。予備調査により、ケータリング業者の従業員 1 人が 9 月 4～5 日に胃腸疾患の症状を呈し、その間も手袋を使用せずにサンドイッチを調理していたことがわかった。また、調理師の 1 人が 9 月 1 日に、他の従業員も 9 月 4 日（1 人）、6 日（2 人）、7 日（1 人）、8 日（2 人）に発症していた。

アウトブレイクの原因を特定するため、工場従業員に対するコホート調査が行われてい

る。地域の食品検査機関が9月7日にケータリング業者を閉鎖し、消毒を勧告した。衛生対策が完了するまで1週間閉鎖され、病気の従事者は悪心、下痢、嘔吐が少なくとも48時間みられなくなるまでは職場に復帰しないことを要求された。

検便検体の病原菌検査では全検体が陰性であった。9月12日、RT-PCR検査で19検体すべてがノロウイルス陽性であった。ケータリング業者の従業員からの分離株と工場従業員からのものは区別がつかなかった。

工場でのアウトブレイクの感染源は特定されていないが、ケータリング業者の従業員によって食品がウイルスに汚染された可能性が高いとみられている。今回のアウトブレイクでは、食品営業管理者のためのガイドラインの重要性が強調されている。これによると、下痢や嘔吐を呈している食品施設の従事者は管理者に報告し、食品を取り扱ってはならないことになっている。また、24時間以内の症状が下痢か嘔吐のいずれか一つで発熱がない場合、仕事に復帰できる。症状が続いている場合は、嘔吐、軟便のいずれかが48時間みられなくなれば復帰できる。

<http://www.eurosurveillance.org/ew/2005/051020.asp#7>

volume 10 issue 10

13 October 2005

6. トルコから帰国したベルギー人がコレラを発症

Cholera in Belgian tourists after travel to Turkey

トルコから帰国したベルギー人旅行者にコレラの確認患者2人と疑い例4人が報告された。アントワープで62歳女性が帰国直後の9月17日に入院し、検便検体から *V. cholerae* O1 El Tor Inaba が確認された。もう1人の女性が10月18日に重い胃腸症状を呈し、検便の結果、*V. cholerae* O1 陽性であった。このほか4人が帰国直後に重い胃腸疾患を発症していたが、4日後に回復し、二次感染者はいなかった。旅行グループの発症率は75%(6/8)、この6人は58歳~68歳であった。旅行は14日間でトルコ西部を巡るパッケージツアーで、様々なホテルに宿泊し、小さなレストランや市場の食品を喫食し、アンカラからイスタンブールまでの国内線ではサラダが提供された。

グループ全員に情報が通知され、受診と検便検体の提出、人との接触を避けること、衛生への注意が助言された。医師には治療とフォローアップについて助言された。WHO、トルコの衛生機関、ヨーロッパ早期警告・対応システム(EWRS)に情報が提供された。

WHOに報告されたコレラ患者のデータによると、トルコから最後にコレラ患者が報告されたのは1977年で、1978~1992年にはデータが提供されておらず、最近も現在までのところ報告はない。さらに1人が帰国後5日間に軽い下痢症状を起こしたが、疑い例とは考えられなかった。発症率の高さは菌の多さを示しており、トルコの住民または旅行者に他に患者がいる可能性がある。イラン、タジキスタンおよびアフガニスタンなどトルコ周辺諸国におけるコレラのアウトブレイクに関する非公式の報告がある。

<http://www.eurosurveillance.org/ew/2005/051013.asp#2>

7. カナダ、フランスからのクマの肉の摂食によるトリヒナ症アウトブレイク、2005年9月

Outbreak of trichinellosis due to consumption of bear meat from Canada, France, September 2005

2005年9月22日、フランスのオルレアン(Orléans)の病院から発熱、筋肉痛及び好酸球の増加で入院したトリヒナ症患者5人が報告された。患者は2週間前にクマの肉を喫食していた。5人のうちの1人は、10人のグループでカナダにて狩猟を行い、10人全員が現地でクマの肉を喫食し、2人が肉をフランスに持ち帰った。トリヒナ症が疑われたため、フランスのトリヒナ症のリファレンスセンターが調査を行った。

曝露した集団は25人で、カナダに出かけた10人、オルレアン付近で猟師3人とともにクマの肉を喫食した6人、フランス南東部のNarbonne付近で猟師の1人とともに同じクマの肉を喫食した9人の3グループに分けられた。10月4日までにトリヒナ症患者17人が確認され、男性13人と女性4人、年齢が31歳から67歳、発症率は68%（男性87%、女性40%）、発症日は9月9～30日、潜伏期間は7～24日（中央値は19日）であった。猟師1人とフランスで喫食した1人の筋肉組織の生検を行ったところ、筋肉1gあたり少なくとも幼虫2匹が検出され、タイピングが行われている。患者8人が平均10日間入院したが、重症例はなかった。

クマは、8月26日にケベック州北部で殺された4～5歳、体重約150kgのアメリカクロクマ(*Ursus americanus*)であった。射殺された場所で剥皮、内臓摘出及び肉の細切が行われ、肉はカバーされてハンターキャンプにて3～4日ぶら下げられていた。猟師たちは8月28～30日に何食にもわたり持ち帰った肉をシチューや、血の滴る状態もしくは十分加熱しないステーキとして喫食し、さらに何人かの漁師は生で喫食していた。猟師は9月2日にフランスに帰国し、法律で禁止されているが、2人が肉を持ち帰った。持ち帰られた肉は-18℃で3日間冷凍された後、9月2日にOrleanで、9月6日にNarmonneで、生または十分加熱したステーキとして喫食され、量は一口大から100g程度であった。残った肉は全て摂食されるか、その後処分されており、残品の検査はできなかった。

カナダで同時期のアウトブレイクは報告されていない。しかし、カナダ北部でクマの肉がトリヒナ症の感染源となっていることが多く、クマの肉によるアウトブレイクは、日本、米国、タイ、中国およびロシアなど他の国でも発生している。フランスのリファレンス検査機関とECのDirectorate-General for Health and Consumer Protection(DG SANCO)が、肉の輸入に関する規則への注意喚起を含む加熱不十分な(クマの)肉のリスクに関する猟師への助言を検討した。

<http://www.eurosurveillance.org/ew/2005/051013.asp#3>

- Food Standards Agency, U. K.

<http://www.food.gov.uk/>

鳥インフルエンザ最新情報

Bird flu update

21 October 2005

英国食品基準庁は、トルコで発生した鳥インフルエンザのアウトブレイクによって英国の消費者に食品安全上のリスクが生じることはないと考えている。人間は、感染して生きている鳥と密接に接触することによって感染し、家禽の肉の喫食によっては感染しない。また、家禽の肉の取り扱いによって感染した例はこれまでに報告されていない。食品に関する Q and A が紹介されている。

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2005/oct/avianflu>

- 英国保健省 Department of Health, UK

<http://www.dh.gov.uk/>

インフルエンザ大流行

Pandemic flu

大流行時に封じ込める計画、医療関係者及び一般の人に対するインフルエンザ大流行に関する情報及び情報源、最新の情報等をまとめたサイトを公開した。

<http://www.dh.gov.uk/PolicyAndGuidance/EmergencyPlanning/PandemicFlu/fs/en>

- Health Protection Agency, U. K.

<http://www.hpa.org.uk/>

CDR Weekly

<http://www.hpa.org.uk/cdr/>

Volume 15 Number 42

20 October 2005

1. イングランドとウェールズにおける *Salmonella* Enteritidis 感染—アウトブレイクコントロールチームからの最新情報

Salmonella Enteritidis infection in England and Wales – update from a multi-Agency national outbreak control team

2000年以降、イングランドとウェールズで *Salmonella* Enteritidis PT4 以外の感染が継続して増加していることから、2004年8月に多機関にまたがるアウトブレイクコントロールチーム(OCT: Outbreak Control Team)が召集された。OCTは、スペインから輸入された卵が患者増加の主要な原因であり、ケータリング業者によるスペイン産卵の使用がアウトブレイクの主要な原因であるという結論を下した。

2004年10月、リスクコミュニケーション戦略が立ち上げられた。2004年10月21日には英国及びスペインの担当機関の会議、2004年11月5日には中華レストラン業界の代表者との会議が開催された。2004年12月17日に証拠書類が食物連鎖・動物衛生常設委員会に提示された。2005年3月3日に HPA と英国環境・食糧・農村地域省(DEFRA)の代表者が英国の卵業者の代表者と協議し、2005年4月11日に HPA, 英国の卵業者、スペインの卵業者(INPROVO)の代表者が会議を開催した。

英国内における外国産の卵

2004年7月から9月に、英国で消費された卵のうち、9,415 トンは外国産であり、スペイン産が最も多かった。2004年10月から12月は7,762 トン(18%減少)、2005年の第1四半期は6,614 トン(15%減少)、2005年第二四半期は1,190 トン(10%減少)であった。現在は増加に転じ、フランス産とオランダ産が増加した。

英国の鶏の *Salmonella* Enteritidis

英国の鶏から採集した検体のほとんどは疾患との関連性が認められないが、サルモネラ属菌の潜在的保有との関連性は認められる。2004年、鶏の *S. Enteritidis* 感染が11件報告され、2003年より34件少なかった。ファージタイプは、PT4(6件), PT6(2件), PT7, 11 および 35 が各1件であった。ブロイラーが1件(PT11)で、残りは産卵鶏であった。2005年第一四半期に産卵鶏における *S. Enteritidis* PT4 の感染が1件報告された。英国では家禽の主要なファージタイプはPTs4, 6 および 7 で、これまでと同じである。

ヒトの *S. Enteritidis* 感染に関する検査機関の報告

2004年1月1日から9月30日、HPA Laboratory of Enteric Pathogens (LEP)に、イングランドとウェールズの *S. Enteritidis* 感染患者が6,679人報告された。2005年の同時期は5,393人で19%減少した。外国旅行由来の患者を除外すると(それぞれ965人と1,038人)、さらに減少は大きくなった(5,714人から4,355人、24%減少)。

S. Enteritidis の PT14b と PT1 はナリジクス酸耐性でシプロフロキサシンに対する感受性が低く、スペイン産卵によるアウトブレイクの起因菌として報告されることが多い。2005年1月から9月、*S. Enteritidis* PT14b 感染の発生は、2004年同時期より63%減少した(1,012分離株から372分離株)。外国旅行由来を除くと、減少は68%であった(940分離株から298分離株)。*S. Enteritidis* PT1 Nx CpL は、同様の比較で、30%減少(全患者:1,089分離株から758分離株)、34%減少(非外国旅行者:904分離株から601分離株)した。*S. Enteritidis* PT1 Nx CpL 感染の減少が緩慢であるのは、2005年2月にロンドン北東部で患者108人のアウトブレイクがあったことが一因である。

発生の多い PT6 と PT8 は、英国以外の卵の使用との関連性が認められず、2005年1月

から9月は2004年同時期より増加した。*S. Enteritidis* PT6感染の発生は24%増加し(325分離菌から402分離菌)、*S. Enteritidis* PT8は62%増加した(254分離菌から412分離菌)。外国旅行者を除くと、PT6とPT8でそれぞれ25%(295分離菌から370分離菌)、58%(204分離菌から323分離菌)増加した。

S. Enteritidis 感染のアウトブレイク

2004年1月1日から12月31日、HPA Centre for Infections (CfI)は、*S. Enteritidis* 感染の general アウトブレイク 45 件の報告を受けた。その中で多かったサブタイプは OT4(14 件)、PT14b(14 件)および PT1 Nx CpL(4 件)で下半期に多かった。34 件はケータリング業者と関連性があり、このうちレストラン関連が 28 件であった。2005 年 1 月から 9 月 30 日、CfI にアウトブレイク 32 件が報告され、PT4(12 件)、PT6(6 件)、PT25(3 件)および PT21(3 件)で、PT14b と PT1 Nx CpL が各 1 件であった。28 件がケータリング業者と関連性があり、このうちレストラン関連が 18 件であった。

結論

2004 年秋以降に英国以外の卵が減少し、イングランドとウェールズの *S. Enteritidis* 感染患者も減少、特に一部のサブタイプの減少が顕著であった。これにより、英国の消費者が直接または間接的に使用する卵の *S. Enteritidis* の保有率が少し減少したことが、人間の感染に影響を与えた可能性があると考えられる。英国の卵の *S. Enteritidis* の保有率は低いですが、保有していないと保証されている卵はない。特に感染しやすい人々のために食品を準備する人には、FSA が確実に白身と黄身が固まるまで加熱するよう助言している。

http://www.hpa.org.uk/cdr/pages/news.htm#S_ent

Volume 15 Number 41

13 October 2005

2. 卵による *Salmonella Enteritidis* PT6 感染のアウトブレイク、イングランド北西部

Outbreak of infection with *Salmonella Enteritidis* PT6 infection in the north east of England associated with eggs

2005 年 4 月から 7 月の間に、北東部のケータリング施設で *Salmonella Enteritidis* PT6 感染の 7 件のアウトブレイクが起こった。このうち 5 件は 6 月と 7 月に起こり、少なくとも 68 人が感染し、42 人から *S. Enteritidis* PT6 が確認された。

6 件では生の殻付き卵からの交差汚染が指摘され、残り 1 件では患者が喫食した料理すべてに卵が含まれていたが、その関連性は分析的手法により検討されなかった。原因施設でアウトブレイク発生時に使用していた卵の大部分は、イングランドの単一の供給業者からのものでオランダ産であった。アウトブレイク直後に 3 施設から採集されたサンプルでは、1 施設のサラダサンプルから *S. Enteritidis* PT6 が、他の施設の 2 環境サンプルからサルモネラ属菌が検出され、このうち 1 サンプルが *S. Enteritidis* PT6 であった。調査時に施設から採集した卵のサンプルからはサルモネラ属菌は検出されなかった。8 月 8 日、さらに

供給業者の英国産と非英国産の殻付き卵のサンプル(n=2,120)を検査したところ、消費期限により区別可能な2バッチ(各360個)から *S. Enteritidis* PT6 陽性の卵が見つかった(1つのバッチで18のプールサンプル中2プール(1プールは卵20個からなる)が、もう一つのバッチでは18プール中3プールが陽性であった。)卵はオランダの同じ生産業者由来であった。4月と7月のアウトブレイク計3件では、生の殻付き卵と患者からの分離株のプラスミドのプロファイルと PFGE パターンは一致しており、オランダからの卵が感染源であることが示唆された。この結果は、Enternet と食品および飼料に関する早期警戒システム(RASFF)を通じて他のヨーロッパ諸国に報告された。イングランド北東部の散発性患者と他のアウトブレイクからの分離株の PFGE タイピングが行われており、イングランド、ウェールズおよびスコットランドの *S. Enteritidis* PT6 の様々なプラスミドのプロファイルの分布を調査する研究が計画されている。

2004年1月から卵の刻印が義務付けられ(EC規則2001/05)、今回のアウトブレイクでは刻印により生産業者まで正確に追跡することが可能であった。しかし、刻印だけに頼らず、ラベル表示、食品業者に義務づけられている記録の保持(EC規則178/2002)も併せて利用すべきである。

2002年以降の英国の *S. Enteritidis* 感染のアウトブレイクは外国由来の卵が感染源であり、今回がオランダ産卵による初めての連続アウトブレイクである。1989年3月、オランダの家禽の種鶏から *S. Enteritidis* を根絶するためのプログラムが行なわれ、オランダの生の殻付き卵のサーベイランスでは、ブロイラーの *S. Enteritidis* がほぼ排除されたことが示されている。しかし、2003年の産卵鶏では6%以上(2001年は9%, 1997年は14%)が *S. Enteritidis* を保有していた。2001年のオランダ産卵の調査によると保有率は0から0.03%であったが、オランダのサルモネラ症患者の35%は卵の喫食との関連性が示唆された。原産国に関係なく、生または加熱不十分の殻付き卵を含む食品は依然としてサルモネラ症のリスク因子であり、英国食品基準庁(FSA)は、特にサルモネラに感受性が高い集団を対象とした食事を用意する者に対し、必ず卵を白身と黄身が固まるまで十分加熱するよう助言している。2003年、卵の使用に関するFSAの助言が、ケータリング業者に配布された。

<http://www.hpa.org.uk/cdr/pages/news.htm#pt6>

● DEFRA(Department for Environment, Food and Rural Affairs), UK

<http://www.defra.gov.uk/>

1. 英国で動物検疫に受けていた鳥から鳥インフルエンザ H5N1 を確認

H5N1 avian influenza confirmed in bird in quarantine in the UK

24 October 2005

南アフリカのスリナムから輸入され、英国で動物検疫を受けていたオウムが鳥インフルエンザ H5N1 で死亡した。これは検疫区域内でのできごとなので、英国の鳥インフルエン

ザフリーの状況に変わりはない。

<http://www.defra.gov.uk/news/latest/2005/animal-1024.htm>

2. 鳥インフルエンザの Q&A

Avian influenza (Bird flu): Questions & answers

DEFRA が Q&A を 10 月 17 日更新した。

全文は次のアドレスから入手可能

<http://www.defra.gov.uk/animalh/diseases/notifiable/disease/ai/qanda.htm>

3. 鳥インフルエンザ：バイオセキュリティ及び疾病予防－健康な鶏群及びより利益のあがるビジネス

Avian influenza (Bird flu): Biosecurity and preventing disease - Peace of mind, a healthier flock and a more viable business

DEFRA が養鶏業者等を対象に、鳥インフルエンザを防御する上でのバイオセキュリティの重要性、どのように鳥インフルエンザは拡散するのか、今実施すべき行動、将来の計画、鶏群を感染から防ぐための対策等をまとめたサイトを公開した。

<http://www.defra.gov.uk/animalh/diseases/notifiable/disease/ai/biosecurity.htm>

4. 英国の 2004 年の TSE に関する新しい経過報告書が公表される

NEW PROGRESS REPORT ON TRANSMISSIBLE SPONGIFORM ENCEPHALOPATHIES PUBLISHED

24 October 2005/10/26

英国の 2004 年の TSE に関する新しい経過報告書が公表された。報告書によると英国内のウシにおける BSE 発生数は急激に減少し続けており、毎年 40% 減である。また、同報告書には、2004 年に実施された対策の概要、英国が 2003 年に EFSA に提出した報告書に対する 2004 年 5 月の EFSA の対応及び英国が中程度のリスク国と考えられるとされた合意、TSE サーベイランスプログラムの発達、TSE に関する研究の概要等が記載されている。全文は次のアドレスから入手可能。

<http://www.defra.gov.uk/news/2005/051024d.htm>

<http://www.defra.gov.uk/animalh/bse/publications/progress/dec04/order.pdf>

5. 英国の検疫所で H5N1 が確認される

H5N1 Avian influenza confirmed in quarantine in the UK

23 October 2005

英国エセックス州の検疫所で、南米のスリナムからのオウムに見つかった鳥インフルエンザウイルスが H5N1 であると確認された。2005 年初めに中国のアヒルに検出された株とかなりの相同性がみられ、ルーマニアやトルコの株との類似性はあまりみられなかった。

これまでに英国獣医研究所(VLA)が確認したことの無い株であった。2羽の組織検体にさらに検査が行われており、現段階では感染が2羽であるか1羽のみであるかは分かっていない。Defraは、州立獣医サービスにケース毎のリスクアセスメントが行われるまで検疫所の鳥は解放しないよう指示し、アセスメント後も、検査室の結果の見直しと輸入書類の検査によって解放が決定される。

Defraは高病原性鳥インフルエンザによる脅威のリスクアセスメントの見直しと最近の拡散状況から、さらに拡散するリスクが高いという結論を下した。世界的なリスクの上昇に警戒を強化する必要があるとしており、EU規模で野鳥の輸入を禁止するようECに強く求めている。

主任獣医師によると、スリナムの鳥は台湾からの鳥と一緒にした検疫所で感染した可能性があると考えられ、台湾からの鳥についてさらに検査を行なっている。また、市場やイベントなどでの鳥類の使用禁止を関係者に緊急に通知する予定である。

<http://www.defra.gov.uk/news/2005/051023a.htm>

● SEAC(Spongiform Encephalopathy Advisory Committee)

<http://www.seac.gov.uk/>

BSEの起源がヒトのTSEであるという仮説に対するSEACの声明

Position Statement

Hypothesis that BSE originated from a human TSE

SEACはBSEの起源を結論的に決定することはありそうもないと考えている。現在のプリオン株の特性に関する知識から、BSEがCJD由来か他の動物のプリオン株由来かを決定することは不可能である。過去にインド亜大陸から得られた動物飼料中にヒトの遺骨が含まれていたかもしれないことを示唆する証拠はあり、Colchester博士が唱えた仮説(食品安全情報 No. 19/2005(2005. 09. 14)にて論文を紹介)は、それ故、妥当と考えられるが、実験することは不可能である。推定されるヒトの遺骨に比べ非常に大量のウシ及びヒツジの骨が歴史的に動物の飼料に入っている。また逆方向の種族間のバリアもあるので、BSEの由来はヒトのTSEではなく、ウシまたはヒツジ由来のTSEに関係すると考えるほうが現実的であると思われる。Colchester博士の仮説は排除できないが、SEACは可能性のバランスから考慮して、動物飼料中のヒトTSEに汚染された物質がBSEの起源である可能性は低いと考える。Colchester博士によるさらなる研究は科学的な意味では興味深いだがBSEの起源に関する結論的な結果をもたらすとは考えられず、また現在の対策でこの仮説で提案されたルートを介する伝播を予防しているため、SEACはその研究結果が非常に重要になるとは考えていない。

<http://www.seac.gov.uk/statements/state191005.htm>

● フランス 食品衛生安全局 (AFSSA)

<http://www.afssa.fr/>

1. 家畜へのクローン技術の適用による利点とリスクに関する報告 (2005年10月3日)

Rapport sur les bénéfices et risques liés aux applications du clonage des animaux d'élevage (3 octobre 2005)

フランス 食品衛生安全局 (AFSSA) は標記報告書を公表した。AFSSA は家畜へのクローン技術に関する知識を整理し、クローン動物から得られた製品を摂取することに関連するリスク及びこの技術がもたらす利益も評価しようとした。また、食品の安全性に加え、遺伝子の面、多様性、動物の衛生、動物愛護の面についても評価時に考慮した。

全文は以下アドレスから入手可能。

<http://www.afssa.fr/ftp/afssa/31865-31866.pdf>

<http://www.afssa.fr/Object.asp?IdObj=31872&Pge=0&CCH=051014173551:26:4&cwSID=4591F50B3A0B403E80773D312915F723&AID=0>

2. AFSSA の鳥インフルエンザに対する活動

Les activités de l'afssa sur la grippe aviaire

Ploufragan の検査施設が仏における鳥インフルエンザのレファレンスラボであり、鳥インフルエンザに関する研究を統括し、発生予防、血清モニタリング及びウイルス分離の調整、新しいワクチン戦略の評価と新世代ワクチンの開発等を行っている。また、最近のトルコ、ルーマニアにおける発見をうけ、渡り鳥により仏にウイルスが持ち込まれるリスクの評価及び医学的対策案のとりまとめを行った。詳細は以下のアドレスから入手可能。

<http://www.afssa.fr/ftp/afssa/32112-32113.pdf>

その他の仏における鳥インフルエンザの関連サイトは次の通りである。

*鳥インフルエンザの現状

－鳥インフルエンザに関する省庁間会議 (2005年10月14日) Réunion interministérielle sur la grippe aviaire

http://www.premier-ministre.gouv.fr/acteurs/communiqués_4/reunion_interministerielle_sur_grippe_54145.html

－最近のトルコおよびルーマニアでの出来事に関する、2005年10月13日の情報

<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/05/1277&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

－養鶏業従事者に対する季節的な人のインフルエンザの予防接種に関するフランス公衆衛生高等審議会 (Conseil supérieur d'hygiène publique de France) の意見 (2005年9月30日)

<http://www.afssa.fr/ftp/afssa/32087-32088.pdf>

－欧州委員会の要請による、欧州食品安全局の鳥インフルエンザに関する家畜の保健に対する意見（2005年9月14日）Opinion of the AHAW Panel related to animal health and welfare aspects of Avian Influenza Last updated: 20 September

http://www.efsa.eu.int/science/ahaw/ahaw_opinions/1145_en.html

3. 鳥インフルエンザに感染した鶏肉を摂取による人に対するリスクの評価

Evaluation du risque encouru par l'homme lié à la consommation de viande de volaille infectée par un virus de l'influenza aviaire (IA)

Evaluation of the risk incurred by the man related to the poultry meat consumption infected by a virus of the aviary influenza (IA)

1 - 感染した鶏肉の消費に関連するリスク

1 - Risk related to the infected meat consumption

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ（AI）を4週齢のSPF鶏に実験的に接種し、免疫組織学的に種々の臓器で抗原が検出されるかを調べたところ、高病原性AIは種々の組織、特に接種後2、10日後の筋肉で検出されたのに対し、低病原性AIでは呼吸器系のみで検出され、骨格筋からは検出されなかった。（1）ヒトに感染が起きるためには種々のファクターが必要である：まず臨床的に健康な鶏の筋肉組織または食鳥とたいの表面にウイルスが存在しなければならない。筋肉または体表に存在したウイルスは保存条件下で生残しなければならない。冷蔵庫内のような低温下でインフルエンザウイルスが抵抗性であることはよく知られている。しかし、AIウイルスはpH6以下では不安定である。鳥の筋肉のpHは5.7～5.9であるので、ウイルスの感染性の破壊を絶対的に保証するものではない。AIウイルスは60℃、5分の加熱に抵抗性である。60℃以上の温度では感染性は急速に破壊される（例：100℃、1分）。よって、中心温度を60℃以上に加熱する調理では、ウイルスは死滅する。以上のことから、感染した鶏肉を介してヒトが感染するリスクは低いか、無視できるレベルである。また、たとえ汚染した鶏肉を摂取したとしても、胃液のpHでウイルスは不活化される。また、鶏の主な感染部位は呼吸器系である。

卵の摂取に関連するリスクについては、1985年のペンシルバニアでの流行時に、自然感染した鶏の産んだ卵のアルブミン、卵黄及び卵殻の表面から鳥インフルエンザが検出されたことが報告されている。また、ペンシルバニアで分離されたウイルスを実験的に感染させた場合、接種後3～4日後のほとんどの卵はウイルスを含んでいた。しかし、鶏肉で議論した感染リスクに関する議論は卵にも当てはまる。

<http://www.afssa.fr/ftp/afssa/32093-32094.pdf>

● Food Safety Authority of Ireland

<http://www.fsai.ie/index.asp>

食肉販売店のための新しい食品安全キャンペーン

New Nationwide Food Safety Campaign Aimed at Meat Outlets – FSAI launches initiative to encourage vital food safety systems in butcher shops and meat counters
19 September 2005

アイルランドの食品基準庁(FSAI)が、食肉販売店の食品安全実践法に重点を置いた新しい情報キャンペーンの詳細を発表した。全国の Environmental Health Officers (EHOs)が、HACCP 原則に基づいた食品安全管理システムの使用を増やすために食品業界と協力しており、FSAI は、特に食肉販売店の HACCP プログラムの実行を援助するために情報キャンペーンを考案した。HACCP に関する情報は以下のサイトから入手可能。

http://www.fsai.ie/industry/haccp/industry_haccp.asp

食肉販売店における HACCP 実施マニュアルは以下のサイトから入手可能。

http://www.fsai.ie/publications/haccp/HACCP_BUTCHER.pdf

http://www.fsai.ie/news/press/pr_05/pr20050919.asp

● New Zealand Food Safety Authority

<http://www.nzfsa.govt.nz/>

ニュージーランドが未殺菌乳と未殺菌乳製品の安全性の評価を開始

New Zealand Food Safety Authority to assess the safety of raw milk and raw milk products
21 October 2005

New Zealand Food Safety Authority(NZFSA)が、現在はニュージーランドで販売が許可されていない未殺菌乳と未殺菌乳製品のリスクを評価する研究を行っている。ニュージーランド国民は未殺菌乳チーズの販売許可を望んでいるが、規則を変更する前にはリスクアセスメントを行う必要があり、現代の殺菌の有効性を評価することになっている。殺菌による保護のレベルを正確に把握することによって、NZFSA は未殺菌乳と未殺菌乳製品の相対リスクを評価し、そのリスクの管理が可能となる方法を検討する。

<http://www.nzfsa.govt.nz/publications/media-releases/2005-10-21-milk.htm?>

● 韓国食品医薬品安全庁 (KFDA : Korean Food and Drug Administration)

<http://www.kfda.go.kr/>

「HACCP」適用しなければ食品生産できない。

(2005.10.24)

韓国食品医薬品安全庁は、食品営業者の希望によって自主的に適用していた HACCP を、食中毒の発生リスクが高い 6 業種を始めに 2006 年から業種、規模によって年次的・段階的に義務化すると発表した。

※ 6 つの義務適用対象食品：◆ かまぼこ ◆ 冷凍ピザ・麺類 ◆ 冷凍魚類・調味加工品 ◆

氷果子類 ◆ 非加熱飲料 ◆ レトルト食品

○ 施行 第 1 段階である 2006 年には、売上げ 20 億以上で従業員数 51 人以上のかまぼこ類など 6 品目を製造加工する営業者は、2006 年 12 月 1 日までに HACCP を適用しなければ該当食品を生産・販売することができなくなる。

○ この決定は、最近食品事故が絶えないことにより、食品の安全性に対する国民の不信が広まっていることから、問題点を根本的に解決しようとする政府の力強い意志がその背景にある。

○ 一方、食品医薬品安全庁は、食品産業の零細性による投資費用負担が HACCP 適用の義務化を成功させる事業遂行に対する障害と考え、これら業者に対するコンサルティング・トレーニング経費など経費支援と施設改善補修費用の長期融資支援、HACCP 技術支援センターを通じるテクニカルサポート・広報などを推進する一方、総合的な「小規模零細業店 HACCP 適用方案」などを研究中である。

□ また、食品医薬品安全庁では義務化適用対象食品以外に豆乳、コチュジャン、醤油、キムチなど多様な食品を HACCP 適用製品で指定しており、消費者は製品に表示された HACCP 適用マークを確認してこれら製品を購入することができると明らかにした。

● ProMED-Mail

<http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1000>

1. A 型肝炎 (ロシア)

Hepatitis A – Russia (Nizhniy Novgorod) (07)

24 October 2005

Nizhniy Novgorod 市でこの数日間に 42 人が A 型肝炎の疑いで入院した。9 月 5 日以来、合計患者 2,217 人が報告され、このうち 349 人が 14 歳以下の小児である。同市では 69,140 人にワクチン接種を行なった。

http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:1828769008482973546::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1000,30797

2. コレラ、下痢、赤痢最新情報

Cholera, diarrhea & dysentery update 2005 (41) (40)

21 October 2005, 14 October 2005

赤痢 (パキスタン、地震関連) (10月17日)

パキスタンの被災地域では、必要な水と衛生設備が間に合っているのは2%のみであり、すでに血性下痢や赤痢の患者が報告されている。

コレラ (ガーナ) (10月17日)

Ashanti州 Kumasi でコレラ患者156人が報告され、死亡者も出ている。

コレラ (ガーナ) (10月21日)

10月17日から20日までに東部の Koforidua 地域病院からコレラ患者40人が報告された。

コレラ (ナイジェリア) (10月15日)

Gombe州でコレラのアウトブレイクがあり、30人以上が入院、3人の死亡が確認された。

Katsina州でも4人の死亡が報告されている。

コレラ (ナイジェリア) (10月10日)

北部 Zamfara 州からコレラのアウトブレイクが報告された。50人が死亡したという噂があり、現状を確認するため保健担当者チームが派遣された。

赤痢 (ロシア) (10月16日)

Chubasia で学校児童77人が腸内感染症を発症し、予備情報によると48人が赤痢である。

赤痢 (ウクライナ) (10月15日)

西部 Khmelnytsky 地域の幼稚園で、ケフィア(発酵乳飲料)により小児368人が中毒症状を起こして入院した。

コレラ (中国) (10月9日)

浙江省嘉興市で8月25日から10月8日までにコレラ患者158人が確認された。

コレラ (上海) (10月14日)

上海で7月から9月までにコレラ患者7人が報告された。死亡者はいない。過去5カ月の細菌性ならびにアメーバ赤痢、腸チフス、コレラ、下痢などの腸管感染症患者は、2004年同時期より少ない。

コレラ (中国) (10月11日)

2005年6月～9月にコレラ患者638人が報告された。ほとんどが福建省と浙江省で、前年の170人の275%増となっている。

コレラ (ギニアビサウ) (10月9日)

9月末にかなり減少したコレラ患者が再び増加しており、10月4～5日に新たな患者233人が報告された。6月11日以降の患者は18,000人でこのうち295人が死亡した。

コレラ (ギニアビサウ、セネガル) (10月12日)

4カ月のコレラ患者は19,054人、死亡者は305人となった。患者の半数以上は首都ビサウである。近隣のセネガルでは、10月2日までの患者が25,573人、このうち352人が死亡した。

コレラ (ガンビア) (10月10日)

少なくとも 20 人のコレラ患者が確認され、国外で感染した旅行者から広がったとみられている。

コレラ WHO WER 報告

ギニアービサウ	10月4～16日	患者 978 人	死亡者 10 人
ギニアービサウ	9月25日～10月4日	患者 1,628 人	死亡者 17 人
インド	7月17日～9月17日	患者 344 人	死亡者 1 人
ベニン	9月5～25日	患者 150 人	死亡者 4 人
カメルーン	7月1日～9月25日	患者 701 人	死亡者 60 人
ギニア	9月1日～25日	患者 597 人	死亡者 13 人
モザンビーク	9月5～18日	患者 97 人	
セネガル	9月26日～10月2日	患者 1,036 人	死亡者 25 人
ベルギー	9月17日	患者 2 人 (入国患者)	
ポーランド	8月31日	患者 1 人 (入国患者)	

http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:13055452640565600582::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1000,30768

http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:15398859184835068116::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1000,30687

3. ベーカリー製品によるサルモネラ症 (オーストラリア)

Salmonellosis, bakeries – Australia (TAS) (02)

16 October 2005

ここ数週間に 64 人のサルモネラ症患者が発生したアウトブレイクがあり、感染源が Launceston ベーカリーの製品であることが確認された。クリームと糖衣の調合に使用する装置からサルモネラ属菌が検出された。

http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:12591626374274908763::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1000,30709

【記事・論文紹介】

1. 腎炎を伴ったスクレイピー感染により尿中プリオンが排出される

Coincident scrapie infection and nephritis lead to urinary prion excretion.

Seeger H, Heikenwalder M, Zeller N, Kranich J, Schwarz P, Gaspert A, Seifert B, Miele G, Aguzzi A.

Science. 2005 Oct 14;310(5746):324-6.

2. 新生児における汚染母乳摂取による *Salmonella enterica* serotype Panama 脳炎の初

初めての感染報告

First Report of *Salmonella* enterica Serotype Panama Meningitis Associated with Consumption of Contaminated Breast Milk by a Neonate.

Chen TL, Thien PF, Liaw SC, Fung CP, Siu LK.

J Clin Microbiol. 2005 Oct;43(10):5400-2.

3. イタリアPuglia地方で売られているムール貝(*Mytilus galloprovincialis*)中の *Vibrio parahaemolyticus*, *Vibrio vulnificus*及び糞便由来の微生物について

Vibrio parahaemolyticus, *Vibrio vulnificus* and microorganisms of fecal origin in mussels (*Mytilus galloprovincialis*) sold in the Puglia region (Italy).

Normanno G, Parisi A, Addante N, Quaglia NC, Dambrosio A, Montagna C, Chiocco D.

Int J Food Microbiol. 2005 Oct 13; [Epub ahead of print]

4. 鳥インフルエンザ：薬剤耐性H5N1ウイルスの分離

Avian flu: Isolation of drug-resistant H5N1 virus.

Le QM, Kiso M, Someya K, Sakai YT, Nguyen TH, Nguyen KH, Pham ND, Ngyen HH, Yamada S, Muramoto Y, Horimoto T, Takada A, Goto H, Suzuki T, Suzuki Y, Kawaoka Y.

Nature. 2005 Oct 14; [Epub ahead of print]

5. 神経培養細胞内における特定のCJDとスクレイピーの因子間の相互干渉

Reciprocal interference between specific CJD and scrapie agents in neural cell cultures.

Nishida N, Katamine S, Manuelidis L.

Science. 2005 Oct 21;310(5747):493-6.

6. 農場から消費者に届くまでの実際の流通中温度変化を利用したアイスバーグレタスにおける病原菌増殖予測

Prediction of pathogen growth on iceberg lettuce under real temperature history during distribution from farm to table.

Koseki S, Isobe S.

Int J Food Microbiol. 2005 Oct 25;104(3):239-48. Epub 2005 Jun 23.

7. イングランドとウェールズ1992年～2002年における *Salmonella* Enteritidis phage type 4の一般的な食品由来アウトブレイク。リスクはどこに？

Foodborne general outbreaks of *Salmonella* Enteritidis phage type 4 infection, England and Wales, 1992-2002: where are the risks?

Gillespie IA, O'Brien SJ, Adak GK, Ward LR, Smith HR.

Epidemiol Infect. 2005 Oct;133(5):795-801.

8. イングランドとウェールズ1992年～2002年におけるシガ毒素産生 *Escherichia coli* O157の食品由来アウトブレイク。リスクはどこに？

Foodborne general outbreaks of Shiga toxin-producing *Escherichia coli* O157 in England and Wales 1992-2002: where are the risks?

Gillespie IA, O'Brien SJ, Adak GK, Cheasty T, Willshaw G.

Epidemiol Infect. 2005 Oct;133(5):803-8.

9. 冷凍チキンナゲット、冷凍チキンストリップ及び卵がカナダにおける *Salmonella* Heidelbergの感染のリスク因子の上位である

Frozen chicken nuggets and strips and eggs are leading risk factors for *Salmonella* Heidelberg infections in Canada.

Currie A, MacDougall L, Aramini J, Gaulin C, Ahmed R, Isaacs S.

Epidemiol Infect. 2005 Oct;133(5):809-16.

10. St.June 祭のために大量（過剰）調理した卵を含む食品に起因する食品由来 *Salmonella* 感染アウトブレイク

A foodborne outbreak of *Salmonella* infection due to overproduction of egg-containing foods for a festival.

Camps N, Dominguez A, Company M, Perez M, Pardos J, Llobet T, Usera MA, Salleras L; Working Group for the Investigation of the Outbreak of Salmonellosis in Torroella de Montgri.

Epidemiol Infect. 2005 Oct;133(5):817-22.

以上

● 欧州連合 (EU : Food Safety: from the Farm to the Fork)

http://europa.eu.int/comm/food/index_en.html

1. EUにおける遺伝子組換え生物 (GMO) 規制についての Q&A

Question and Answers on the Regulation of GMOs in the EU (updated 14/10/2005)

http://europa.eu.int/comm/food/food/biotechnology/gmfood/qanda_en.htm

http://europa.eu.int/comm/food/food/biotechnology/gmfood/qanda_en.pdf

GMO とは何か、EU の GMO 規制の概要、環境中への放出、遺伝子組換え食品・飼料、表示とトレーサビリティ、従来作物や有機作物との共存、国際状況などについての Q&A。

2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF)

http://europa.eu.int/comm/food/food/rapidalert/index_en.htm

第 42 週 http://europa.eu.int/comm/food/food/rapidalert/reports/week42-2005_en.pdf

警報通知 (Alert Notifications)

ドイツ経由ガーナ産パーム油の Sudan IV、オランダ経由フィリピン産冷凍キハダマグロの一酸化炭素処理、トルコ産カレーパウダーの Sudan I、ギリシャ産ローヤルゼリーのクロラムフェニコール、オランダ産冷凍パン生地にタートラジン (この食品には認可されていない)、中国 (香港) 産ホウレンソウ麺のタートラジンとブリリアントブルーFCF (この食品には認可されていない)、オランダ経由ベトナム産卵麺にタートラジン (この食品には認可されていない)、オランダ経由中国 (香港) 産 soybean cheese sauce の未認可ベニコウジ色素 (Angkak) など。

情報通知 (Information Notifications)

アルゼンチン産ハチミツのニトロフラン(代謝物)ーフラゾリドン(AOZ)、ベトナム産ハチミツのストレプトマイシン、トルコ産挽トウガラシの Sudan I、オランダ経由インドネシア産マグロ切り身の一酸化炭素処理、エジプト産トウガラシ粉末の Sudan I 及び IV など。
(その他細菌汚染とカビ毒多数)

第 43 週 http://europa.eu.int/comm/food/food/rapidalert/reports/week43-2005_en.pdf

警報通知 (Alert Notifications)

オランダ産オーガニックヒマワリ油のベンゾ(a)ピレン、インドネシア産冷凍真空パックマグロ切り身の一酸化炭素処理、スペイン産乳児用ミルク包装からのイソプロピルチオキサントン溶出、オランダ経由日本産エネルギードリンクの過剰量のカフェイン及びタウリ

ン、アルゼンチン産蜂蜜のストレプトマイシン及びオキシテトラサイクリン、オランダ經由中国産乾燥藻類の過剰量のヨウ素、ラトビア産ミルクのクロラムフェニコール、フランス産及びインド産チリパウダーのローダミン B、オランダ經由タイ産中国麺のタートラジン、中国産粉砕トウガラシの Sudan I 及び IV など。

情報通知 (Information Notifications)

スペイン産オレンジのカルボフラン、中国産ゼラチンの過剰量の過酸化水素、ガーナ産パーム油の Sudan IV、その他カビ毒細菌汚染多数。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.eu.int/index_en.html

1. 遺伝子組換え親系統(Ms8, Rf3)由来グルホシネート耐性交配種ナタネ Ms8 x Rf3 を飼料及び工業用として輸入・加工するための市販申請に関する GMO パネルの意見

Opinion of the GMO Panel related to the application (Reference C/BE/96/01) for the placing on the market of glufosinate-tolerant hybrid oilseed rape Ms8 x Rf3, derived from genetically modified parental lines (Ms8, Rf3), for import and processing for feed and industrial uses, under Part C of Directive 2001/18/EC from Bayer CropScience (12 October 2005)

http://www.efsa.eu.int/science/gmo/gmo_opinions/1178_en.html

GMO パネル (遺伝子組換え生物に関する科学パネル) は、現在市販申請されている遺伝子組換えナタネ Ms8、Rf3 および 交配種 Ms8 x Rf3 の輸入・加工・使用 (食品以外) に関し、ヒトや環境への有害影響がないとする科学的根拠について委員会から意見を求められた。これは、遺伝子組換えナタネの科学的評価 (ベルギーによる初期評価及び全メンバー国による評価 (evaluation) に対し、その後国レベルで評価 (evaluation) を行ったいくつかの国から疑問が出されたため、こうした場合には EU 規則により EFSA がさらに評価し意見を出すことになっている。評価は EFSA のガイダンスに則って行われ、これには遺伝子組換えナタネに挿入される DNA、毒性やアレルギー性についての標的タンパク質の性質や安全性なども含まれる。

GMO パネルは、ナタネ Ms8、Rf3 および 交配種 Ms8 x Rf3 の偶発的放出・拡散による非意図的な環境影響については従来種と違いがないとする申請者の環境リスク評価の結論に同意している。結果として GMO パネルは、ナタネ Ms8、Rf3 および 交配種 Ms8 x Rf3 を飼料及び工業目的で輸入・加工・市販することがヒトや環境に有害影響を与えるとは考えにくいと結論した。しかしパネルは、輸送・貯蔵・環境中での取扱い・製品への加工時における遺伝子組換えナタネの偶発的消失や流出を最小限に抑えるための管理システムを設けるよう助言している。

2. 香料グループ評価 15 に関する AFC パネルの意見：化学グループ 22 由来アリール置換飽和及び不飽和一級アルコール/アルデヒド/酸/エステル誘導体

Opinion of the AFC Panel related to Flavouring Group Evaluation 15 (FGE.15): Aryl-substituted saturated and unsaturated primary alcohol/aldehyde/acid/ester derivatives from chemical group 22 (Commission Regulation (EC) No 1565/2000 of 18 July 2000) (20 October 2005)

http://www.efsa.eu.int/science/afc/afc_opinions/1182_en.html

AFC パネル（食品添加物・香料・加工助剤及び食品と接触する物質に関する科学パネル）は、化学グループ 22 に属する 8 香料物質について評価をもとめられた。これらの物質はアリール置換飽和及び不飽和一級アルコール/アルデヒド/酸/エステル誘導体で、構造クラス I に分類されている。8 物質のうち 5 つは天然に広く食品中に存在する。

香料物質の摂取量推定に標準（デフォルト）として用いられている MSDI アプローチでは、欧州における 8 香料物質の摂取量は $0.012\sim 0.37\ \mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ で、構造クラス I の閾値（threshold of concern） $1,800\ \mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ を下回り、安全性に問題はないと言える。一方 mTAMDI アプローチによる摂取量推定では、8 香料物質の摂取量は $1,600\sim 3,700\ \mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ で、1 物質以外は構造クラス I の閾値を上回る。従ってこれら 7 物質についてはより信頼性の高い暴露データが必要であり、それらの追加データをもとに決められた手順にしたがって再検討する必要がある。また追加の毒性データが必要になる可能性がある。規格に関しては、3 物質についての立体異性体の情報が欠けているため、それらの情報が揃うまで最終評価はできない。

※MSDIアプローチと mTAMDIアプローチの違いについては、「食品安全情報」No.15_2005 を参照。

● 英国食品基準庁（FSA : Food Standards Agency）<http://www.food.gov.uk/>

1. 10月の公開理事会（情報更新）

October Open Board (update, 14 October 2005)

<http://www.foodstandards.gov.uk/news/newsarchive/2005/oct/octboardupdate>

10月13日に開催された会合の報告。300人以上が会合のライブ放送を見た。

議題から抜粋：

サンセットイエローについて：ECの委員会指令では、着色料サンセットイエローに最大5%までの副成色素（subsidiary colouring matter）を認める純度基準があるため、サンセットイエロー中に低濃度の Sudan が存在しても合法である。FSA はこれを許容しがたい状況とみており、この FSA の考え方は他のメンバー国及び9月20日の欧州委員会食物連鎖・動物衛生常任委員会でも広い支持を得た。その結果委員会では、サンセットイエローから Sudan I を除外する修正案に同意した。Sudan I の基準値は、HPLC による検出限界であ

る 0.5ppm 以下になると思われる。

※公開理事会サイト <http://www.food.gov.uk/aboutus/ourboard/boardmeetings/>

年に 7～8 回開催される公開理事会の議題、資料、議事録、ビデオ及びオーディオ記録が掲載されている。

2. パーム油中の Sudan IV 色素

Sudan IV dye contamination of various brands of palm oil (19 October 2005)

<http://www.food.gov.uk/enforcement/alerts/2005/oct/sudanpalm>

各ブランドのパーム油に違法色素 Sudan IV が検出された(当該製品の商品名は上記 URL に記載されている)。各地方当局で調査中であるが、輸入や流通状況に関する情報は得られていない。しかし店頭販売からはパーム油を撤去する措置がとられた。FSA は流通ルートに関する詳細は把握していないが、これらの商品は車による直接販売で売られ、その主な顧客はアフリカもしくはアフリカ・カリブ海の食品を売っている小売業者とみられている。

※スーダン色素 (Sudan dye) に関するこれまでの経過については以下のサイトに要約されている。 <http://www.food.gov.uk/safereating/sudani/>

3. Zam Zam water (ザムザム水) に関する警告

Zam Zam water warning (20 October 2005)

<http://www.foodstandards.gov.uk/news/newsarchive/2005/oct/zamzam>

FSA は消費者に対し、高濃度のヒ素が含まれる可能性があるとしてニセの Zam Zam water (ザムザム水) に注意するよう呼びかけた。ザムザム水はサウジアラビアの特別な水源から得られるイスラム教徒にとって神聖な水で、商業用の輸出は違法である。ロンドンで見つかったあるブランドのザムザム水からは許容量の 3 倍のヒ素が検出された。本物のザムザム水はサウジアラビアから合法的に輸出できないことから、英国の店頭で販売されているものは出所が不明で安全性に問題がある可能性がある。FSA は消費者に対し、市販されているザムザム水を買わないよう助言している。特にラマダンの月には需要が高くなるので、FSA は関係当局に適切な措置を講じるよう要請した。なお、この助言は巡礼者が個人で国内に持ち込むザムザム水には関係ない。

4. ノニジュースの申請

Noni juice application (24 October 2005)

<http://www.foodstandards.gov.uk/news/newsarchive/2005/oct/nonihawaiian>

ACNFP (新規食品・加工諮問委員会 : Advisory Committee on Novel Foods and Processes) は、Hawaiian Noni LLC ノニジュースが既に認可されているノニジュースと「実質的に同等」であるかどうかについて意見を求められた。新規食品は、1997 年 5 月以

前に EU で消費された重要な経験がない食品及び食品成分と定義されている。ノンジュースの申請は 2003 年に認可されたが、この認可は申請会社のみ適用される。しかし EC 規則では、新規食品及び新規成分が既存の製品と「実質的に同等」であると認められれば、市販してもよいとされている。

● 英国変異原性委員会 (COM : Committee on Mutagenicity of Chemicals in Food, Consumer Products and the Environment)

<http://www.advisorybodies.doh.gov.uk/com/index.htm>

1. 2005 年 10 月 13 日の会合

COM meeting (13 October 2005)

<http://www.advisorybodies.doh.gov.uk/com/com13oct05.htm>

主な内容：

- ・ 農薬散布の遺伝毒性についてのバイオモニタリング研究ワーキングペーパー (案)

Biomonitoring Studies of Genotoxicity in Pesticide Applications: Draft working paper

<http://www.advisorybodies.doh.gov.uk/pdfs/mut0519.pdf>

農薬散布者や農薬に暴露される作業員 (切り花処理など)、農薬の製造・加工工場の従業員等における変異原性や DNA 付加体に関する調査のレビュー。入手できる情報はきわめて限られており、明確な結論は引き出せないとしている。

- ・ フランの変異原性

Mutagenicity of Furan

<http://www.advisorybodies.doh.gov.uk/pdfs/mut0520.pdf>

フラン及びその反応性代謝物 (reactive metabolite) である cis-2-ブテン-1,4-ジアルについて、代謝や毒性情報がまとめられている。

2. 発がんリスクアセスメントにおける標的臓器変異原性試験の使用について COM/COC 共同会合のワーキングペーパー (案)

Draft working paper on joint COM/COC meeting 9 June 2005 on use of target organ mutagenicity assays in carcinogen risk assessment

<http://www.advisorybodies.doh.gov.uk/pdfs/mut0523.pdf>

Muta マウスや Big Blue トランスジェニック齧歯類試験系、コメットアッセイ、DNA 結合などについて評価を行った。全般的結論として、適切に実施された *in vivo* 発がん標的臓器変異原性及び遺伝毒性試験は、齧歯類における発がん応答の作用メカニズムに関する有用な情報を提供できる。こうした情報は、規制当局がケースバイケースで発がんリスクアセスメントにサポート情報として使うことができるとしている。

● フランス 食品衛生安全局 (AFSSA) <http://www.afssa.fr/>

1. ノニジュースについて

Communiqué relatif au jus de Noni (October 14, 2005)

<http://www.afssa.fr/Object.asp?IdObj=32108&Pge=0&CCH=051019140301:26:4&cwSID=DDB515A8AF254954B39D65A6288ABCAC&AID=0>

◇ コミュニケ (October 13, 2005)

<http://www.afssa.fr/ftp/afssa/32100-32101.pdf>

ノニジュースは新規食品として欧州市場での販売を認められている。認可後、ノニジュースを含む製品の欧州市場での販売は増加しているが、食品としての使用経験は限られている。ノニの産出国ポリネシアではこの植物は食品としてではなく伝統的医薬品として使用されてきた。最近ノニジュースを飲んだ3人に重大な肝疾患の報告があった。これらの疾患の原因は調査中である。AFSSAはノニジュースの消費者に対し、1日30mlの使用基準を守るよう注意を喚起している。さらにAFSSAは、ノニジュースは栄養学的には単なるフルーツジュースと同じであり、ノニジュースが健康やさまざまな疾患に効果があるとの情報（特にインターネット情報）は評価されたものではないと強調している。

◇ ノニジュースに関する情報：総アントラセン誘導体測定方法 (October 2005)

<http://www.afssa.fr/ftp/afssa/32106-32107.pdf>

この植物には根や木の皮にアントラセン誘導体が含まれている。実についての情報は不十分で、果皮や種などは製品より含まれるものや除去されているものがある。申請時の情報では、2種のアントラキノン誘導体ルシジン (lucidin) 及びルビジアジン (rubiadin) の遊離型のみ測定していた。しかし結合型や配糖体としても存在するため、総量を測定する方法が必要である。AFSSAはジュース原料については、アントラセン誘導体が遊離型でも結合型でも存在しないことを確認する必要があると考えている。

◇ 関連文献

1) ノニジュースの肝障害：症例報告 2 題

Hepatotoxicity of NONI juice: report of two cases.

Stadlbauer V et al. World J Gastroenterol. 2005 Aug 14;11(30):4758-60

<http://www.wjnet.com/1007-9327/11/4758.asp> (オープンサイト)

オーストリアの 29 才男性及び 62 才の女性の症例報告

2) ノニ製品による急性肝炎

Herbal hepatotoxicity: acute hepatitis caused by a Noni preparation (*Morinda citrifolia*)

Millonig G, et al.

Eur J Gastroenterol Hepatol. 2005 Apr;17(4):445-7.

オーストリアの 45 才男性の症例報告。

※ルシジン (Lucidin, CAS 番号 478-08-0) :アカネ科セイヨウアカネ (*Rubia tinctorum L*) から抽出されたジヒドロキシアントラキノン。ルビアジン (Rubiadin, CAS 番号 117-02-2) :アカネ科 (*Rubia cordifolia*) から抽出されたジヒドロキシアントラキノン。

参考サイト :

- ・ 食品安全委員会 : アカネ色素に係る食品健康影響評価について

<http://www.fsc.go.jp/senmon/tenkabutu/t-dai10/index.html>

- ・ 栄養研のサイト : ノニ (Noni) について

<http://hfnet.nih.go.jp/contents/detail184.html>

ノニについて、有効性、安全性、海外の健康被害事例などがまとめられている。

-
- ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Federal Institute for Risk Assessment)
<http://www.bfr.bund.de/>

1. ドイツの飲料水中の平均フッ素濃度は低い (18.10.2005)

http://www.bfr.bund.de/cm/208/durchschnittlicher_fluoridgehalt_in_trinkwasser_ist_in_deutschland_niedrig.pdf

フッ素は環境中に存在する微量元素で、飲料水中にも存在する。海水には約1mg/Lのフッ素が含まれている。フッ素は大量に摂取すると健康へのリスクとなるが、微量では虫歯の予防に効果がある。乳児期にフッ素を取りすぎると歯フッ素症になり、高濃度のフッ素を長期間摂取すると骨や関節、腎臓に異常がおこる可能性がある。ドイツでは一般にフッ素摂取量は少なく、食品から摂取する分も含めて0.4~1.5 mg/日を超えない。90%以上の飲料水のフッ素濃度は0.3 mg/L以下であり、ドイツでは飲料水 (ミネラルウォーターではない) によるフッ素の過剰摂取はない。

-
- フィンランド 食品庁 (National Food Agency Finland)
<http://www.elintarvikevirasto.fi/english/>

1. プレスリリース

食品庁のインターネットサイトに新しい魚関連情報

New fish-related material on the Internet site of National Food Agency (18.10.2005)

- ・ カード (http://194.100.148.144/files/55_519_349.pdf)

週に少なくとも 2 回さまざまな種類の魚を食べるようにとのフィンランド栄養理事会の勧告が記載されている。但し、健康への有害影響がある汚染物のため、子どもや生殖可能年齢の人達対象に魚のサイズや種類についての注意書きが付記されている。これらの助言は、魚中のダイオキシン、PCB、メチル水銀、セシウム 137 に基づいている。このカードは、各地方自治体で産婦人科医院、学校、病院、魚を販売する施設や厨房のある施設などに送られる。

2. 製品の回収及び当局や消費者への通知に関する食品企業向けガイドライン

Guidelines to food business operators* on withdrawal of products and on notification to authorities and to consumers (2005.10.21)

<http://www.elintarvikevirasto.fi/english/p6222.html>

輸入、生産、加工、製造、販売した食品が食品安全に関する必要条件を遵守していないことがわかった場合は、食品企業は直ちに当該食品を回収しなければならない。本ガイドラインにはその手順が示されている。

● 米国食品医薬品局 (FDA、CFSAN : Center for Food Safety & Applied Nutrition)

<http://www.fda.gov/>, <http://www.cfsan.fda.gov/list.html>

1. 限定的健康強調表示について

(1) 限定的健康強調表示：取り下げ—大豆タンパク質とある種のガンのリスク低減

Qualified Health Claims: Withdrawal Letter - Soy Protein and a Reduced Risk of Certain Cancers (October 7, 2005)

<http://www.cfsan.fda.gov/~dms/qhewsoy.html>

FDA は、2004 年 3 月 1 日付けで申請されていた標記の健康強調表示について、2005 年 10 月 4 日申請者から取り下げの連絡を受け取った。

(2) 限定的健康強調表示：Enforcement Discretion (法律執行上の裁量) 通知—

カルシウムと高血圧症；妊娠高血圧症；及び子かん前症

Qualified Health Claims: Letter of Enforcement Discretion - Calcium and Hypertension; Pregnancy-Induced Hypertension; and Preeclampsia (October 12, 2005)

<http://www.cfsan.fda.gov/~dms/qhcca3.html>

2003 年 10 月 9 日付けで FDA に申請されていた以下の健康強調表示についての回答文書。申請者が提案していた内容は、カルシウムが本態性高血圧症のリスクを減らす可能性、妊娠高血圧症のリスクを減らす可能性、子かん前症のリスクを減らす可能性についてである。FDA は科学的根拠を検討した結果、標記に関する健康強調表示については、消費者を誤解させないような適切な文章で表す限りいくらかの根拠はあると結論した。したがって、FDA

は 3 つの健康強調表示を示し、Enforcement Discretion（法律執行上の裁量）を検討するとしている。

(3) 限定的健康強調表示：カルシウムと結腸/直腸ガン、乳ガン、前立腺ガン及び再発結腸ポリープについて

Qualified Health Claims: Letter Regarding Calcium and Colon/Rectal, Breast, and Prostate Cancers and Recurrent Colon Polyps (October 12, 2005)

<http://www.cfsan.fda.gov/~dms/ghcca2.html>

2003年10月9日付けでFDAに申請されていたカルシウム摂取といくつかのガンその他のリスク低減の関係についての健康強調表示に関する回答文書。申請の中では健康強調表示のモデルとして「カルシウムは結腸直腸がんのリスクを減らす可能性」など10種類（表題の各種組み合わせ）が提案されていた。FDAは科学的根拠を検討し、乳がん及び前立腺がんに関する限定的健康強調表示についてはこれを支持する信頼できる根拠はないので認めないと結論した。結腸/直腸のがん及びポリープについては、消費者に誤解を与えないよう適切に表現された限定的健康強調表示を認めるとし、その文章が提示されている。

(4) 限定的健康強調表示：非承認通知ーカルシウムと腎結石；尿結石；腎及び尿結石

Qualified Health Claims: Letter of Denial -Calcium and Kidney Stones; Urinary Stones; and Kidney Stones and Urinary Stones (October 12, 2005)

<http://www.cfsan.fda.gov/~dms/ghcca4.html>

2003年10月9日付けでFDAに申請されていたカルシウム摂取による以下の健康強調表示についての回答文書。申請者が提案していた内容は、カルシウムが腎結石のリスクを下げる可能性、尿結石のリスクを下げる可能性、及び腎結石及び尿結石のリスクを下げる可能性についてである。FDAは科学的根拠について評価した結果、これらの健康強調表示を支持するような信頼できる根拠はないと結論し、申請を却下した。

2. 食品アレルギー表示の免除に関する通知インベントリー

Inventory of Notifications Received under 21 U.S.C. 343(w)(7) for Exemptions from Food Allergen Labeling (October 14, 2005)

<http://www.cfsan.fda.gov/~dms/falnoti.html>

食品中の主要アレルギー（major food allergen）8種（乳、卵、魚、貝や甲殻類、木の实、小麦、ピーナッツ、大豆）またはこれらに由来するタンパク質を含む成分は、食品に表示しなければならない。食品アレルギー表示及び消費者保護法（FALCPA：The Food Allergen Labeling and Consumer Protection Act）では、ある食品成分が「アレルギータンパク質を含まない」という科学的根拠について通知を提示することができるとしている。通知後90日間異議がなければ、その食品成分はFALCPAの主要アレルギーの表示規定から免除される。FDAは通知を受け取ってから14日以内に公開する義務がある。

本サイトに掲載されているリストには、対象となる成分の No.1 として 2005 年 9 月 30 日に受け取った加水分解カゼイン extensively hydrolyzed casein (主要アレルゲンは乳) がリストアップされている。

● 米国国立補完代替医療センター (NCCAM : National Center for Complementary and Alternative Medicine) <http://nccam.nih.gov/>

1. エキナセアと成人の風邪の予防及び治療：研究結果と今後の方向

Echinacea for the Prevention and Treatment of Colds in Adults: Research Results and Implications for Future Studies (Updated October 2005)

http://nccam.nih.gov/clinicaltrials/echinacea_rr.htm

2005 年 7 月 28 日、The New England Journal of Medicine (NEJM) にエキナセアと風邪についての研究結果 (NCCAM のファンドによる) が掲載された。被験者にライノウィルスに感染させる前後にエキナセア (*Echinacea angustifolia*) の根抽出物 3 種類を連続投与し影響をみたところ、エキナセア抽出物はいずれも風邪の予防や治療に効果はなかった。この報告にはエキナセアの用量 (900mg/day) が少なすぎるとの批判もある。NCCAM は今後もエキナセア研究への支援を続けるとしている。

生理活性成分についての考え方 (policy) とガイダンス：

<http://nccam.nih.gov/research/policies/bioactive.htm>

● 国家毒性計画 (NTP : National Toxicology Program) の CERHR (ヒト生殖リスク評価センター)

1. NTP の CERHR による DEHP 再評価会合 (10 月 10~12 日) の要約

Meeting Summary : National Toxicology Program Center for the Evaluation of Risks to Human Reproduction Expert Panel Re-evaluation of DEHP October 10-12, 2005 (October 14, 2005)

<http://cerhr.niehs.nih.gov/news/dehp/DEHPMtgSumm101405.pdf>

NTP ヒト生殖リスク評価センター (CERHR※) は、フタル酸ジエチルヘキシル (DEHP : di(2-ethylhexyl)phthalate) の生殖毒性及び発生毒性を再評価するための専門家パネルを召集した。CERHR の専門家パネルは 1999~2000 年 DEHP について評価したが、その後 DEHP のヒト暴露や生殖毒性に関する約 150 の論文が発表された。そこで CERHR は、DEHP が(1)広く人への暴露がみられること、(2)有害影響に関して政府や一般の関心が高い、(3)以前の評価の後に発表された論文が多いことから再評価を行うことを決定し、専門家パネルを開催したものである。DEHP (CAS 番号 : 117-81-7) はポリ塩化ビニルの可塑剤と

して使用される高生産量化学物質で、建材、カー用品、衣料、食品用容器包装、子供用品(口に入れるおもちゃは除く)、医療器具など多くの製品に使用されている。専門家パネルは、主に3分野(ヒト暴露、生殖毒性、発生毒性)の科学的根拠について評価した。

※CERHR (The Center for the Evaluation of Risks to Human Reproduction、ヒト生殖リスク評価センター、<http://cerhr.niehs.nih.gov/>) : NTP (国家毒性計画) 及び NIEHS (国立環境衛生科学研究所) が 1998 年に設立した機関で、ヒトの生殖・発生に対する化学物質の影響評価を行っている。

専門家パネルによる DEHP 再評価の結論

一般成人集団

パネルは一般の暴露が成人の生殖に有害影響を与える懸念は少ない (minimal concern *) と結論した。これは、医療により DEHP や MEHP (DEHP 代謝物、フタル酸モノエチルヘキシル) に暴露された場合も同様である。この評価は一般の人の推定 DEHP 暴露量 1~30 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日に基づいている。この結論は最初の評価時における専門家パネルの結論と同じである。

健康な乳幼児

暴露量が一般の人への推定暴露量の最大レベルにある場合は、1才以上の男児の生殖発生に対する有害影響についていくらかの懸念 (some concern) がある。1才未満の乳児については懸念 (concern) がある。この結論は最初の評価時における全乳幼児についての結論をよりきめ細かく検討 (refinement) したものである。

重大な疾患のある乳児

重大な疾患のある乳児への DEHP の医療行為による非経口暴露は、一般人の暴露量を数桁超える。DEHP/MEHP の最大暴露量は、6,000 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と推測される。こうした暴露は男性の生殖器官発生に悪影響を与える重大な懸念 (serious concern) がある。パネルでは医療行為による利益は重要であるが、暴露量を減らすことが最終目標としている。この結論は最初の評価時における専門家パネルの結論と同じである。

妊娠及び授乳中の人

成人の暴露量推定 1~30 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日に基づけば、妊娠中に暴露された男児への影響についてはいくらかの懸念 (some concern) がある。この結論は、最初の評価時の結論に比べ暴露量推定と実験動物での影響量に関する信頼性が向上したことから、リスクレベルが低下している。また、DEHP にさらに暴露するような治療を受けている女性の胎児 (男) については懸念 (concern) がある。

*懸念レベルについては以下の5段階がある。

negligible concern 無視できる懸念； minimal concern ごくわずかな懸念；

some concern いくらかの懸念； concern 懸念； serious concern 重大な懸念

参考文献：

・上記の報告書に関するサイエンス誌最新号のニュース記事

パネルはフタル酸エステル類が乳児の生殖系に有害との証拠を見出していない

Panel Finds No Proof That Phthalates Harm Infant Reproductive Systems

Science, Volume 310, Issue 5747, p.422, 2005

● NIH の Office of Dietary Supplements (ODS) <http://ods.od.nih.gov/>

1. ダイエタリーサプリメント研究の進捗に関する年報 2004 年版

Annual Bibliography of Significant Advances in Dietary Supplement Research 2004

(October 24, 2005)

<http://www.nih.gov/news/pr/oct2005/od-24.htm>

NIH の ODS は研究年報 2004 年を発行した。これは 2004 年に発表された論文 325 報の中から専門家が評価して高い評価を得たものを選別して紹介したものである。

http://ods.od.nih.gov/pubs/ODS_CHPA_Bibliography_2004.pdf

2004 年に科学雑誌に発表されたダイエタリーサプリメント関連の 25 の研究論文が掲載されている。内容は、抗酸化剤・フェノール化合物・フラボノイドに関する論文 8 報、ビタミン類 8 報、ミネラル類 3 報、植物 2 報、脂肪酸 2 報、その他 2 報である (PDF ファイル： 1.73MB)。

● カナダ保健省 (Health Canada、ヘルスカナダ)

<http://www.hc-sc.gc.ca/english/index.html>

1. 消費者に対し健康リスクの可能性があるため Liqiang 4 を摂らないよう警告

Health Canada warns consumers not to take Liqiang 4 due to potential health risk

(October 25, 2005)

http://www.hc-sc.gc.ca/ahc-asc/media/advisories-avis/2005/2005_114_e.html

ヘルスカナダは、Liqiang 4 ダイエタリーサプリメントカプセルが処方薬成分グリブリド (glyburide、別名グリベンクラミド) を含むため、消費者に対し摂取しないよう警告している。Liqiang 4 は糖尿病のコントロール用に用いられているが、カナダでは販売は許可されていない。Liqiang 4 は米国で販売されており、カナダ人が郵便やインターネットで入手している可能性がある。カナダ税関は、Liqiang 4 カプセルの積み荷は差し止めるよう通知を受けている。また FDA も Liqiang 4 の使用について警告している。現在までにカナダで Liqiang 4 の使用による被害は報告されていない。グリブリドは血糖降下薬で、医師の管理のもとに適切に処方されれば安全で有効である。しかし、低血糖あるいは糖尿病の人が

Liqiang 4 から高用量のグリブドを摂取したり、糖尿病薬と Liqiang 4 を併用すると危険である。

当該製品は中国の Liqiang Research Institute が製造したもので Liqiang Xiao Ke Ling (Liqiang Thirst Quenching Efficacious)とも呼ばれており、天然成分のみで作った糖尿病用サプリメントとして宣伝されている。ヘルスカナダはカナダの消費者に対し、ヘルスカナダが承認した承認番号のあるナチュラルヘルス製品のみを使用するようもめている。

● カナダ食品検査局 (CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. ベトナム産水産養殖魚中のクロラムフェニコールに対する輸入国警報の取り下げ

Removal of the Country Import Alert for Chloramphenicol in Aquacultured Fish Products from Vietnam (30 September 2005)

<http://www.inspection.gc.ca/english/anima/fispo/commun/20050930e.shtml>

魚介類の輸入業者向け文書。CFIA はすべてのベトナム産養殖魚製品に対してクロラムフェニコールの差し止め (detention) 及び検査を義務づけた輸入国警報を解除すると発表した。過去 2 年間の検査結果からベトナム産養殖魚中のクロラムフェニコールに対する法令遵守状況に大きな改善が見られたとしている。但し、現在クロラムフェニコール輸入国警報リストに掲載されているベトナム産魚製品についてはこれまでと変わらない。CFIA は、ベトナム産養殖魚製品中のクロラムフェニコールについては今後もランダムベースで検査を継続するとしている。

● オーストラリア APVMA (Australian Pesticides & Veterinary Medicines Authority)

<http://www.apvma.gov.au/>

1. 農薬及び動物用医薬品に関する悪影響の事例報告－2004 年

Report of adverse experiences for 2004 (14 October 2005)

2004 年に報告された農薬及び動物用医薬品によるヒト、動物、作物への有害反応についてまとめている。各農薬及び動物用医薬品について、報告件数、Probable と Possible の区別、ヒトの症状や動物・作物の状態などが記載されている。

(1) 農薬に関する有害事例報告－2004 年

Report of Adverse Experiences 2004 Calendar Year, Pesticides (October 2005)

http://www.apvma.gov.au/qa/aerp2004_pesticides.pdf

(2) 動物用医薬品に関する有害事例報告－2004 年

Report of Adverse Experiences 2004 Calendar Year, Veterinary Medicines

(September 2005)

http://www.apvma.gov.au/ga/aerp2004_vet_medicines.pdf

● ニュージーランド食品安全局 (NZFSA : New Zealand Food Safety Authority)

<http://www.nzfsa.govt.nz/>

1. 専門家パネルは政府に現在の良好な抗生物質使用状況を維持するようもめている

Expert Panel urges government to preserve New Zealand's favourable antibiotic status

(12 October 2005)

<http://www.nzfsa.govt.nz/publications/media-releases/2005-10-12-ar.htm>

動物や園芸への抗生物質使用状況を調査するために設立された専門家パネルは、ニュージーランドの状況が他国と比較して良好であると述べ、行政や企業に対してこの状況を維持するよう求めた。

専門家パネルの報告書等：

<http://www.nzfsa.govt.nz/acvm/subject/antibiotic-resistance/sg-2004.htm>

2. 食品中の残留物質サーベイランスで“満足すべき状況”

Food residues surveillance “pleasing situation” (18 October 2005)

<http://www.nzfsa.govt.nz/publications/media-releases/2005-10-18-frsp.htm>

NZFSA による食品中残留物質サーベイランス計画 (FRSP) の 2004/05 年の結果から、ニュージーランドの食品生産者や輸入業者は安全な食品を供給するという法的要求を今も重大に受け止めていることがわかった。

残留規制値を超えていたのは 3 件のみで、いずれもヒト健康にリスクとはならない。

7 種類の食品 (レタス、ナシ、イチゴ、ジャガイモ、オレンジ、ピーナツ、タロイモ) 48 検体についての 217 種類の農薬検査、及び輸入動物 (ブタ・エビ) 製品 2 種類についての抗生物質検査を行った。全体として、7 作物から 191 の残留物が検出されたが、MRL を超えたものはレタスのプロシミドン、イチゴのアセフェート及びトリルフルアニドの計 3 件であった。NZFSA では、“MRL は安全基準値 (safety limit) ではなく、越えてはならない化学物質の濃度であって、MRL 違反は食品中に安全でない量の農薬が含まれているという意味ではない”としている。動物製品については、ブタ 50 検体から残留抗生物質は検出されず、エビ 48 検体中 5 検体からニトロフラン系抗生物質の代謝物が微量検出された。しかしこれらの代謝物には天然由来のものもあるため、この結果からニトロフランが使用されたと証明することはできない。検体のいずれも MRL を越えていなかった。

関連サイト：

食品中残留物質サーベイランス計画 (FRSP : Food Residues Surveillance Programme)

<http://www.nzfsa.govt.nz/science/research-projects/food-residues-surveillance-programme/index.htm>

3. AgVetLink について (52号, 2005年10月)

AgVetLink: Number 52, October 2005

<http://www.nzfsa.govt.nz/acvm/publications/agvetlink/issue-52/index.htm>

AgVetLink は NZFSA の農薬及び動物用医薬品グループにより年に少なくとも 6 回発行されているニュースレターで、農薬及び動物用医薬品に関する規制、通知、新規の基準、政策、諮問内容、国際的な取り決めなどの更新情報が含まれている。

● 韓国食品医薬品安全庁 (KFDA : Korean Food and Drug Administration、食薬庁)

<http://www.kfda.go.kr/>

1. トウガラシ粉の製造業者を点検 (2005.10.13)

http://www.kfda.go.kr/cgi-bin/t4.cgi/intro/bodo.taf?f=user_detail&num=848

京仁地方食薬庁は、国民が多く消費する食品であるトウガラシ粉を製造・流通・販売する管内17業者について取り締まりを実施した結果、トウガラシ粉に中国産混合調味料を混合した製品をトウガラシ粉と偽って表示したり、中国産トウガラシ粉を表示以上に多く入れていた業者など10カ所を食品衛生法違反で摘発した。

● 香港政府 <http://www.fehd.gov.hk/indexe.html>

1. 「食品安全」部の提案

“Food safety” department proposed (October 13, 2005)

<http://www.news.gov.hk/en/category/healthandcommunity/051013/txt/051013en05005.htm>

衛生福祉食品局の Chow 局長は、食品安全の中心となる新しい食品安全検査検疫部門を提案した。これは現在の食品環境衛生部門と農業漁業自然保護部門を、食品安全検査検疫部門と農業環境衛生自然保護部門に再編しようという提案である。食品安全、動物衛生、検査、動植物の検疫と規制、野菜、淡水魚、魚介類や製品、家畜・家禽飼育施設や海洋動物養殖場などに関するすべての機能を新しい部門に移行する。Chow 局長は、新しい部門には食品安全センターを設立し、専門的知識と経験を有する管理者のポストを設けると述べている。また、食品のサーベイランス体制については、地域内の調査だけでなく中国本土も含む海外の食品についても強化する必要があるとしている。

【その他の記事、ニュース】

● EurekAlert <http://www.eurekalert.org/>

1. EUの研究でPCBは精子を傷害するが生殖能には劇的な影響はないことを示唆

EU research suggests that PCBs damage sperm – but finds no dramatic effect on male fertility (12-Oct-2005)

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2005-10/esfh-ers101005.php

Human Reproduction の 10 月 13 日号に発表された研究報告 (EU のファンド) によれば、PCB 類は精子に害を与える可能性があるが、ヒトの生殖能に劇的な影響は与えず、公衆衛生上の大きな脅威とはならないとしている。193 人のグリーンランドのイヌイット、178 人のスウェーデンの漁師、141 人のワルシャワの男性、195 人のウクライナの男性など 700 人以上について、精子クロマチン構造検査 (SCSA)、DNA 断片化指数 (DFI)、血中ヘキサクロロビフェニル (CB-153) 及びライフスタイル、職業、子どもに関する調査を行ったところ、ヨーロッパ人男性では DFI は血中 PCB レベルの増加につれて増加しており最も血中 POPs レベルの高い集団では DFI の平均値が 60%高かった。一方、イヌイットの男性ではこうした論相関は見られなかった。結果として、食事からの PCB 暴露による成人男性の精子クロマチン構造への影響はみられなかったが、遺伝学的背景やライフスタイルの違いなどについてはもっと解明する必要があるとしている。

論文フルテキスト : Exposure to PCB and *p,p'*-DDE in European and Inuit populations: impact on human sperm chromatin integrity

Human Reproduction doi:10.1093/humrep/dei297

<http://www.oxfordjournals.org/eshre/press-release/freepdf/pcbs.pdf>

2. ロシアの”代用”アルコールは殺人的

Russian 'surrogate' alcohols are a killer (13-Oct-2005)

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2005-10/ace-ra100505.php

Alcoholism: Clinical & Experimental Research の 10 月号に発表された研究。

ロシアでは大量の飲酒が高い死亡率の主な原因である。調査の結果、多くのロシア人が “サマゴン samogon” (自家製密造酒) や密造酒 (moonshine) などの代用アルコール、医薬品、アフターシェーブローションのような蒸留酒などを飲んでいることがわかった。これらの製品はアルコール濃度が高くまた有害物質も多い。

3. 魚の摂取と水銀に関する政府の助言が悪影響を及ぼす可能性

Study finds government advisories on fish consumption & mercury may do more harm than good (19-Oct-2005)

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2005-10/hsop-sfg101705.php

American Journal of Preventive Medicine の 11 月号 (Volume 29, Issue 4 2005) に 5 報連続で発表された研究。妊娠可能な女性の水銀暴露に関する政府の助言について、助言が一般人による魚の摂取を減らすと魚から得られる栄養学的利益が失われることから、助言は注意深く行うべきであるとしている。魚は水銀の主な暴露源であると共に、 ω 3 脂肪酸の摂取源でもある。ハーバードプロジェクトでは、妊娠女性の水銀暴露を少なくするメリットが魚の摂取量低下による ω 3 脂肪酸の損失を正当化するかどうかを評価した。また、一般の人々が政府の意図したとおりに勧告に従わなかった場合の影響についても評価した。その結果、妊娠女性が魚の摂取量は同じまま種類を水銀量の多いものから少ないものに代えた場合は、新生児の IQ に 0.1 ポイントの認知機能発達のメリットが得られ実質上栄養学的損失はないが、魚の摂取量を 1/6 に減らした場合は栄養的損失は 80%低下するとしている。また、もし一般成人が魚の摂取量を 1/6 に減らすと冠動脈疾患などのリスクが増加し、65~74 才の男性では毎年 1 万人に 1 人死亡率が増加するだろうとしている。

4. もっとマグロを食べるべきか、それとも減らすべきか？

Eat more tuna or less? (20-Oct-2005)

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2005-10/sc-emf101905.php

公衆衛生グループが女性に対し、魚に過剰反応しないよう求めている。National Women's Health Resource Center は 10 月 26 日、一般、特に女性向けに、標題の疑問に答えるための会議をワシントンで開催する。この会議では魚摂取によるリスクとベネフィットに焦点をあてた新しい研究についてまとめる。例えば米国人が魚の摂取量を減らすと心臓発作などで死亡するリスクが増加するだろうというハーバードリスク解析センターの報告などを紹介する。(3の関連記事)

[EurekAlert のご厚意により、要約翻訳を掲載します。]

● Heatox Projects

http://www.slv.se/templatesHeatox/Heatox_default_8425.aspx

ニュース (2005-10-18)

1) 毒性学者と疫学者は常に意見が同じわけではない

Toxicologists and epidemiologists don't always agree

http://www.slv.se/templatesHeatox/Heatox_NewsPage.aspx?id=12198

なぜ疫学者にとってアクリルアミドががんを引き起こすことを確認するのが難しいのか、なぜ動物実験で使用される用量はヒト暴露量より多いのかを解説している。(スウェーデン語)

2) スウェーデンが食品中アクリルアミドの実際の低減状況について 5 年間の調査を開始
Sweden to start a five-year study on actual acrylamide reduction in foods

http://www.slv.se/templatesHeatox/Heatox_NewsPage.aspx?id=12196

EU Food Law によれば、2005年10月14日スウェーデンの国立食品局はいくつかの食品グループのアクリルアミドレベルが5年間で下がるかどうかをみるための調査を決定した（情報源：スウェーデン語）。

※Heatox プロジェクト：食品中で加熱によって生成するアクリルアミド等の有害物質についてさまざまな角度から検討するために、2003年11月1日から3年間の予定で始まったプロジェクトで、EUがサポートしており、スウェーデン国立食品局（NFA）のwebサイトから提供されている。

【論文等の紹介】

1. デンマークと西グリーンランドのネズミイルカ（*Phocoena phocoena*）における有機スズ化合物と水銀の蓄積

Accumulation of organotin compounds and mercury in harbour porpoises (*Phocoena phocoena*) from the Danish waters and West Greenland.

Strand J, Larsen MM, Lockyer C.

Sci Total Environ. 2005 Nov 1;350(1-3):59-71.

2. ウィスコンシン州におけるメチル水銀暴露：ケーススタディ

Methylmercury exposure in Wisconsin: A case study series.

Knobeloch L, Steenport D, Schrank C, Anderson H.

Environ Res. 2005 Sep 27; [Epub ahead of print]

3. 日本のカドミウム汚染地域の住民における尿中カドミウムと死亡率

Urinary cadmium and mortality among inhabitants of a cadmium-polluted area in Japan.

Nakagawa H, et al.

Environ Res. 2005 Oct 8; [Epub ahead of print]

4. イタイイタイ病を引き起こすカドミウム摂取の蓄積に関する評価

Estimation of cumulative cadmium intake causing Itai-itai disease.

Inaba T, et al.

Toxicol Lett. 2005 Nov 15;159(2):192-201.

5. スウェーデン北部住民におけるカドミウム、鉛、水銀負荷の経時的傾向

Time trends in burdens of cadmium, lead, and mercury in the population of northern Sweden.

Wennberg M, et al.

Environ Res. 2005 Oct 9; [Epub ahead of print]

6. ハンガリーの養殖淡水魚中のヒ素種

Arsenic Speciation in Farmed Hungarian Freshwater Fish

Csilla Soeroes, and Doris Kuehnelt et al.

J. Agric. Food Chem., ASAP Article, Web Release Date: October 15, 2005

7. ヒトにおけるフタル酸暴露モニタリング

Monitoring phthalate exposure in humans.

Latini G.

Clin Chim Acta. 2005 Nov;361(1-2):20-9.

8. 母乳で育てられたエジプト乳児における腎障害をもたらす環境リスクとしてのオクラトキシン A に関する研究

Study of ochratoxin A as an environmental risk that causes renal injury in breast-fed Egyptian infants.

Hassan AM, Sheashaa HA, Fattah MF, Ibrahim AZ, Gaber OA, Sobh MA.

Pediatr Nephrol. 2005 Oct 19; [Epub ahead of print]

9. 香港におけるシガテラ中毒のアウトブレイクに関する研究

Study of an outbreak of ciguatera fish poisoning in Hong Kong.

Wong CK, Hung P, Lee KL, Kam KM.

Toxicon. 2005 Oct;46(5):563-71.

10. *Coriaria myrtifolia* Linnaeus による中毒：新しい症例報告及び文献の総説

Poisoning by *Coriaria myrtifolia* Linnaeus: a new case report and review of the literature.

de Haro L, Pommier P, Tichadou L, Hayek-Lanthois M, Arditti J.

Toxicon. 2005 Nov;46(6):600-3.

11. cockle (*Acanthocardia tuberculatum*) と sweet clam (*Callista chione*) での異なる麻痺性貝毒 (PSP) 蓄積に関する比較

Comparative study on differential accumulation of PSP toxins between cockle (*Acanthocardia tuberculatum*) and sweet clam (*Callista chione*).

Sagou R, Amanhir R, Taleb H, Vale P, Blaghen M, Loutfi M.
Toxicol. 2005 Nov;46(6):612-8.

12. マリントキシンによる疾病

Illnesses caused by marine toxins.

Sobel J, Painter J.

Clin Infect Dis. 2005 Nov 1;41(9):1290-6.

13. ジニトロフェノール摂取後の死亡：ダイエタリーサプリメントの検死解剖検証

Pediatric fatality following ingestion of dinitrophenol: postmortem identification of a "dietary supplement".

Clin Toxicol (Phila). 2005;43(4):281-5.

14. 原因不明の腎障害患者におけるアリストロキア (*Aristolochia Mollissemae*) の検出

Detection of Herba *Aristolochia Mollissemae* in a patient with unexplained nephropathy.

Am J Kidney Dis. 2005 Feb;45(2):407-10.

15. 末期的症状まで悪化したアリストロキア酸腎障害の症例

[Case of traditional herbal medicine-induced aristolochic acid nephropathy developing to end-stage renal failure]

Nippon Jinzo Gakkai Shi. 2005;47(4):474-80.

16. エフェドラと心障害には関連性があるか？：症例報告集

Is there an association between ephedra and heart failure? a case series.

J Card Fail. 2005 Feb;11(1):9-11.

17. ダイエタリーサプリメント使用と関連した発症報告

Seizures reported in association with use of dietary supplements.

Clin Toxicol (Phila). 2005;43(1):23-30.

18. 急性のカバ摂取後の精神状態変化と運動失調

Altered mental status and ataxia secondary to acute Kava ingestion.

J Emerg Med. 2005 Jan;28(1):49-51.

19. エキナセアを含むハーブ製品の安全性：システマティックレビュー

The safety of herbal medicinal products derived from Echinacea species: a systematic

review.

Drug Saf. 2005;28(5):387-400.

20. “脂肪燃焼”ハーブのウスニン酸による家族内の急性肝障害発症

'Fat burner' herb, usnic acid, induced acute hepatitis in a family.

J Gastroenterol Hepatol. 2005 Jul;20(7):1138-9.

21. フェンフルラミンが混入した中国製ダイエット用ハーブ製品

A Chinese herbal weight loss product adulterated with fenfluramine.

Ann Emerg Med. 2005 Aug;46(2):208.

22. ツボクサ (*Centella asiatica*) の摂取に関連した肝毒性

Hepatotoxicity associated with the ingestion of *Centella asiatica*.

Rev Esp Enferm Dig. 2005 Feb;97(2):115-24.

23. イチョウ (*ginkgo biloba*) に関連した突発性出血：文献の症例報告とシステマティックレビュー

Spontaneous bleeding associated with ginkgo biloba: a case report and systematic review of the literature.

J Gen Intern Med. 2005 Jul;20(7):657-61.

24. コーヒーと胎児の死亡：前向きコホート研究

Coffee and Fetal Death: A Cohort Study with Prospective Data.

Bech BH, Nohr EA, Vaeth M, Henriksen TB, Olsen J.

Am J Epidemiol. 2005 Oct 5; [Epub ahead of print]

25. 野菜及び果物摂取と腎細胞ガンリスク：オランダコホート研究の結果

Vegetable and fruit consumption and risk of renal cell carcinoma: Results from the Netherlands cohort study.

van Dijk BA, Schouten LJ, Kiemeny LA, Goldbohm RA, van den Brandt PA.

Int J Cancer. 2005 Nov 20;117(4):648-54.

26. 英国とアイルランドの子どもにおける重症の食物アレルギー反応、1998～2000年

Severe food-allergic reactions in children across the UK and Ireland, 1998-2000.

[No authors listed]

Child Care Health Dev. 2005 Nov;31(6):741-742.

重要としている。

27. ヘム鉄、亜鉛、ビタミン C サプリメントの摂取と肺がんリスクとの関係：アイオワ州女性健康研究

Interaction Among Heme Iron, Zinc, and Supplemental Vitamin C Intake on the Risk of Lung Cancer: Iowa Women's Health Study.

Lee DH, Jacobs Jr DR.

Nutr Cancer. 2005;52(2):130-7.

以上
